

第428回山口地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和4年7月6日（水） 午後2時00分～

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館5階 共用第一会議室

3 出席者

公益代表委員	赤 穴 泰 博 委 員
	小 林 友 則 委 員
	通 山 和 史 委 員
	濱 島 清 史 委 員

労働者代表委員	河 村 裕 幸 委 員
	倉 重 里 加 委 員
	富 田 博 之 委 員
	山 本 章 宏 委 員
	横 山 崇 委 員

使用者代表委員	阿 野 徹 生 委 員
	奥 田 宏 委 員
	坂 本 竜 生 委 員
	嶋 本 健 児 委 員
	中 村 眞 佐 子 委 員

事 務 局

労 働 局 長	名 田 裕
労働基準部長	田 村 裕 之
賃 金 室 長	上 田 竜 夫
室 長 補 佐	大 塚 智
監 察 監 督 官	有 田 臣

4 議 題

(1) 令和4年度の山口県最低賃金の改正について

- ①山口地方最低賃金審議会運営規程の改正について
- ②山口県最低賃金の改正決定について（諮問）
- ③専門部会の設置について
- ④審議会の日程について

(2) その他

○室長補佐

大変お待たせいたしました。

皆様、大変お疲れ様でございます。

本日は、山口地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により審議会を公開といたしております。傍聴の希望の方が13人であることをご報告させていただきます。

それでは、傍聴人の方を、ご案内させていただきます。

【傍聴人入室】

○会長

ただいまから第428回山口地方最低賃金審議会を開催いたします。
事務局から、定足数についてご報告してください。

○室長補佐

本日の審議会は、公益代表委員の田中委員がご欠席です。

したがって、欠席委員は1名であり、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております要件、委員の3分の2以上、または公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員の各3分の1以上の出席を満たしており、会議を開催し、議決することができることをご報告申し上げます。

○会長

傍聴人の方にはお願いですが、お手元に配布されている「審議会傍聴にあたっての遵守事項」を守っていただくよう、お願いします。

次に、本日の署名委員は、労働者側を代表して倉重委員、使用者側を代表して坂本委員にお願いします。

それでは、議事に入ります前に、委員に異動がありましたので、改めて委員のご紹介を事務局からお願いします。

○室長補佐

お手元に配布しております資料No.1の第56期山口地方最低賃金審議会委員名簿をご覧ください。名簿記載の順にご紹介をさせていただきます。

それでは、公益代表委員の赤穴委員、小林委員、それから田中委員ですが、本日は欠席でございます。それから通山委員、濱島委員です。よろしくお願いします。

続きまして、労働者代表委員の河村委員。なお、河村委員は長川委員の後任となります。それから、倉重委員、富田委員、山本委員、横山委員です。よろしくお願いします。なお、横山委員は藤田委員の後任となります。

続きまして、使用者代表委員の阿野委員、奥田委員、坂本委員、嶋本委員、嶋本委員は国重委員の後任となります。それから中村委員でございます。

○会長

続いて、事務局にも異動があったので、ご紹介いたします。

○室長補佐

本年度、事務局に異動がありましたので、ご紹介いたします。

山口労働局長の名田です。労働基準部長の田村です。賃金室長の上田です。賃金室監察監督官の有田です。それから、私、賃金室長補佐の大塚です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○会長

では、議事に移ります。

まず、議題1(1)の「山口地方最低賃金審議会運営規程の一部改正について」です。

改正内容、理由等について、事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

それでは、資料No.2の「山口地方最低賃金審議会運営規程(改正案)」をご覧ください。改正点は2点ございます。

1点目は1頁から2頁にかけての第4条第1項、第2項の追加された朱書き部分になります。読み上げますと、「会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。)を利用する方法によって、会議に出席することができる。」2項は「テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び3項に規定する会議への出席に含めるものとする。」となります。

5条第2項及び3項につきましては、会議の開催や議決が可能となる出席割合が記されておりますが、テレビ会議システムで出席された場合には、この法令上の出席としてカウントされるということがございます。

2点目の改正点ですが、2頁の第7条の議事録の作成についてです。

これまでは、会長及び会長の指名された委員2名に議事録への署名をお願いしておりましたが、今後は委員の指名や署名をお願いすることは必要としないとするものです。

ただし、テレビ会議システムにかかる現状ですが、合同庁舎内で行うには、ネットワーク環境が整ってはおらず、当該環境が整い次第、いつでも対応できるように、規程の整備を行うというものです。

また、議事録への押印廃止に伴う今後の対応についてですが、議事録については、メールにより出席委員全員に確認を行っていただく予定としております。

なお、これら2つの改正事項については、当局で事務運営している「山口地方労働審議会」においても、同じ内容で規程を変えているところです。

以上、これらの改正点につきまして、山口地方最低賃金審議会運営規程第10条に基づき

改正案を提示いたしましたので、よろしくお願いします。

○会長

ただいま、事務局から当該規程の改正について説明がありましたが、ご質問、ご意見はありませんか。

○山本委員

この改定については全然反対ではありませんが、確認させていただきたいのは「このシステムはいつ頃に導入される予定なのか。」ということです。今このコロナ禍で自覚症状はなくても、濃厚接触者になったりとか、家族が感染してしまった場合に出席自体が難しくなるために備えてきているはずなのに、いつ使えるのかわからないということになれば、これは急ぐべきではないかなということが一つです。

それからもう一点、これは出席という扱いになるはずですが、これを使った場合、採決の参加も大丈夫だということですよ。

○賃金室長

はい。当然そういうことになります。

○山本委員

是非それは早急になんとかしていただくか、もしくはここができないのであれば、県庁など場所を変えてやれることができるのであれば少しそういった対応をしていただきたいと思います。今の実態に沿ったやり方を検討していただいたほうがいいのかと思います。よろしくお願いします。

○賃金室長

これについて、いつ環境改善がなされるかについては、申し上げることができませんし、予定もたっていないところです。

コロナ感染者がどんどん増えている状況でもあり、確かに早急に対応しなくてはいけないということはそのとおりだと思います。

○山本委員

可能性として、ここにいる多数の人がそういう状態になってしまったときに、この審議会が開けなくなり、最低賃金が決められなくて実際に最低賃金近傍の人達に迷惑がかかるという状況も十分考えられます。

○賃金室長

確かにそのとおりだと思いますし、そのへんを考慮して本省の方へのお願いもいたします。

○山本委員

強くお願いします。

○賃金室長

はい。

○会長

はい。お願いします。

○阿野委員

今に関連してですけれど、最後に附則で施行期日が〇〇〇〇日から施行する。と、ここはこれが議決されたら、施行された日を記載することになると思いますが、今のご説明でシステムがまだ使えないとなれば、よく法律で書き込むのは、別紙の定める日とありますが、例えば3年以内に施行するとか、そういう保険をかけたような記述方法があると思うのですが、今日の日付で今日から施行するとなつて、ただしシステムが先ほどの説明で使えないとなれば、施行期日はどういうふうにお考えでしょうか。

○賃金室長

施行期日は本日ということで、決議がなされたなら、その日を入れさせてもらおうかなと思っています。

ちなみに、地方労働審議の方も同様に決議がなされた日を施行日としていますので、それにならった形で日にちを入れさせてもらおうかなと考えているところでございます。

○会長

よろしいでしょうか。

○奥田委員

しつこいようですが、環境の目途が立っていない状況で施行して、「委員がこうなっているから出席させてくれ」ということになったらどうするんですか。

○賃金室長

テレビ会議システムを使ってということですか。

○奥田委員

そうです。この運営規程を変えるということは、そういうことを要求する権利があるということになるのですが。

○賃金室長

そうですね。

○山本委員

逆にどう考えたらいいいのか、どう判断したらいいのかですよ。内容自体は理解できるんですが。

○賃金室長

外部会議室を借りてシステムが整っている所でやればできるということも確かにあるんですが、ただ合庁で会議をやりたいというところも理由にありますので。

○山本委員

ほかの会場でやるということが目的ではなくて、しっかり全員が出席ということを審議していくことが目的であれば、県庁でやってもいいのではないかと思います。

○賃金室長

そうなる、外部会場も考えながら出席率を高める方に考えた方がいいのではということですよ。確かにその通りになります。

○会長

この点いかがいたしましょうか。これ自体はいいのですが、実効性の問題ですね。もしコロナによりオンラインで参加させてくれと、委員の方からの要望で、それでまだできる状態ではないといった場合にどうするかということですが、8月に本格的に審議が始まるわけですので、なるべく早く対処してもらいたいです。

○賃金室長

今年度中には難しいと思います。

○山本委員

それでしたら、整った時点で提案された方が、当然ここに書かれてたら求めると思います。自分の用事だったら別ですが、コロナは出たくても出れない状況になってしまうので。

○賃金室長

「規程を変えても実際にテレビ会議ができないのでは意味がない」ということですね。

○山本委員

であれば、準備が整った時に来年度きちんと提案されたらどうですか。

○会長

今のご意見をどう思われますか。整ってから再度お諮りをするということなのか、この時点でこれはご承認いただいて、それで実際にできるのはシステムが整ってからということにするのか。どちらかだと思うのですが。

○山本委員

施行日が入れないということですが、入れられないというのは運用のしようがないですよ。いつから始めるのかわからないのに、文言だけ決めましたと言っても、始まっているのか、始まっていないのかわからない状況では。

○労働基準部長

ここですが、できる規程ということで申し上げますが、例えば委員のご指摘で場所を変えるというお話もありました。次回の7月29日は、こちらの会場で行うようにしていますし、以降のすべてについても、合同庁舎を予定していることにしているところですが、ひょっとしたら、この会場が使えないとか外の会場が借りられるとか、あるいは委員の皆さんの出席が芳しくないなどになった場合など、いろんなことを考えておかなければならないんです。その場合の備えとして、今日決めておかないと、それができないんです。まずそれが一つ。

それと外部の会場のことですが、実は言いにくいのですが、予算というのがあります。県庁の場合でしたらわからないのですが、外部でしたら会場借料費というのが庁費の中に今それほどの予算がついていないんです。ですから、山口局ではここでずっとやっているというのを聞いているところです。今のご意見については外部の会場も柔軟に考えることが必要だと思いますので、予算の要求は事務局としてはしていきたいと思います。

○山本委員

私がイメージしている会場とは別にホテルを借りてくださいとかではなくて、県庁とか既にそういう環境の整った会議室を使えば、例えば労働委員会とかは当然 Web で参加されている方がいらっしゃいますから、環境が整った会議室を借りれば一年中この審議に係るわけではないので、この短期間のところなので、逆にその会場を準備するというところだけを決めてもらえれば、今日これを決めるということはやぶさかでないんです。

○労働基準部長

では、外部の会場を借りるかどうかというのは、今、約束はし辛いというところです。

○山本委員

それでは、「実際に決めたら、それ求めますよ」ということになりますよね。

○労働基準部長

そうは言いますが、今日この時点ではまだ整っていませんし、明日も来週も整うことは多分ありません。全国的に今の私共に導入されていますシステムはちょっと古いので、実はこういうものに対応できておりません。

○山本委員

それがあれば、むしろなぜ今決めなければいけないのですか。

○労働基準部長

そこが言いづらいところなのですが、先ほども少し触れたように、ほかの審議会でも規程を変えておりました、他局でも実は変えておりますから、今回お諮りしてはどうかということということなんです。

○奥田委員

ほかの会場を借りても何でもいいんですけど、委員がこれを申し出た時に会長が了解すれば、きちんとそういう場を確保していただけるという約束をしていただければ今日決議しても構いませんが。

○労働基準部長

そうしたいんですが、なにぶん。

一応お諮りですから意見を踏まえて、通らなければ通らなくて仕方がないところです。

○山本委員

じゃあ、その状況の中で判断を求められたらいいんじゃないですか。

○労働基準部長

これを決定しますということではないんです。むしろお諮りしているところです。正直うちのシステムは古いのでなかなか対応が難しく、来年度から導入ということも私共では約束ができません。

会場のことにつきましては、今のご意見もあったので、それを踏まえて善処はしなくてはいけないと思っています。

○山本委員

では今の状況では議論しても無駄なので、皆さんで採決をとるとか判断を求められた方がいいではないですか。

○会長

ただ採決を諮ってよろしいのか、どうかということですが。労働局側としては、ほかの労働局も規定の改定をしているので、山口局でも改定をしたいとのことなんです。

○山本委員

何の理由にもなりません、他局が決めているからここで決めなくてはならないって、そんなことで私達はやっているわけではないです。

今この説明の条件の中で決める意味があるのかないのか。ということで、それぞれが意思表示をされたらいいのではないかと思うのですが。

○会長

なので、採決に関しては賛成か反対か、あるいは。

○山本委員

時期尚早ということではないですか。ただ反対ということではなく。今決めることではないということです。

○労働基準部長

そうしましたら、テレビ会議のところについては時期尚早ではないかというご意見もありました。

第7条の部分の署名のところですが、「これについても無理だ。」ということになれば否決になるのかなど。例えば、「4条は認められないけど7条についてはこの改正でいいよ。」ということのお話と、それから「今回、両方とも改正してもいいよ」という今回は3つがあると思うんですが、そのへんどうでしょうか。

○会長

はい、7条に関してご異議ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長

はい、異議なしということで、7条に関しては結構です。

では、4条に関してですが、議論するのかこのままにしておくのか。

○赤穴委員

今日までに決めなかったら、規程の改廃というのは10条に審議会の議決に基づいてとあるので、来年の審議会までは決議できないということになるのですが、それはそれでよろしいんですか。

つまり、これがたとえ改定したとしても、不都合があるというのは特に今と変わらないわけなんですよ。委員の方には権利というか「テレビ会議に参加できる」という文言が入ったので要求ができるということですよ。ただいつの段階で予算が取れたり、ほかの会議

室で算段がつくようになるかもしれないというわけですね。もしそれができた時に、これが改定されていなかったら、これは結局できないわけですよ。委員の出欠席は会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システムでの出席ができるということになっていますので。必ずしも委員が要求したらしなくてはいけないという文言にも読めないで、それであるのであれば、ここでこの議論をするよりは一旦は改定を認めたいと、事務局の方には、なるべく速やかに対処をしてもらいたいという留保条件を付けるなりした方が建設的ではないかと思うんですが。

○会長

今の赤穴委員のご意見についてですけれど。

○山本委員

でも、これを決められないことによって環境整備を急がれるのではないかと思います。「よそをみて早くしなくてはいけない」と思えば、「早く環境を整えなきゃ山口が取り残されていく」と思えば、その環境を急がれると思うので、私はそういう効果があると思うので、別に建設的ではない意見を言っているつもりではないのですが。

決めておけば、別に来年になるかなと、それで進んでいくかもしれないけど、今日ここで決められなかったということは環境整備を整えてからではないと、これは改正できないんだというふうに局の方が思われるので、環境整備を急がれるはずですよ。ずっと1年も2年も山口局だけ改正できないという状況においておくわけにはいかないでしょう。

○赤穴委員

ただ、これだけ意見が出たわけで、それを労働局の方が無視して置いておくことはないと思います。

○山本委員

1か月とか特定最低賃金専門部会に間に合うとかであれば、私も承知しますが。「もう今年度は無理だろう」っておっしゃっているのであれば、もう来年度でいいのではないのかなと思うのです。決めるということは、それなりに重たいものを決めていると思っているので。

○会長

いかがでしょうか。これまで出た議論で採決しますか。それとも、もう少しご意見を伺った方がよいですか。

○奥田委員

もう出尽くしたので採決をされた方がいいのではないのでしょうか。

○坂本委員

最初、阿野委員が言われたんですが、施行日の話なんだと思うので、○月○日から施行するところは、但し書きで、「この委員の出欠席のテレビ会議のところについては、その環境が整ってから」など、適当な文言はわかりませんが、それを付け加えたらどうでしょうか。

そういう形でどうでしょうかという提案です。

施行日についての書きぶりでそこは処理できないかということですが。

○通山委員

例えば、本日なら本日とした上で、但し書きのような形で、要は実際に実行できる日と連動させるというご主旨ですね。

○奥田委員

すみません。議論してもあまり議論する価値があるのかということですが。

今日の意見を踏まえて、事務局の方で検討されて、次回の本審に出されたらどうでしょうか。

今日、無理やりいろいろな議論のある中で採決しなくても。

○会長

議会の冒頭にもう一度出すというご意見もあるんですが、今、採決した方がいいでしょうか。

○会長

今、採決をすとなれば7条の方は改正どおりとし、4条の方を改正したうえで、期日について、「施行に関して状況が整ってから」の文言を付け加える。

○山本委員

「その文言を次回きちんと整理されてから、もう一度提案をされたらどうでしょうか。」ということですが。ここで何となく、それとなくいけるかどうかわからない状態で決めるのではなくて、もう一回戻してそれをきちんと確認をして、「この文言だったらいかがですか。」という形で提案してもらえたらいいのではないかと思います。

○会長

次回ということによろしいでしょうか。

○労働基準部長

そうしますと、今日7条も含めて次回に改めてということになるのか、7条は今日確認いただいて、いわゆる施行する日付は今日の日付にして7条だけを変え、4条については次回になるのでしょうか。

○会長

7条については異議なしということですので、7条を変えて、4条に関しては改めて次回にお諮りするということによろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

○会長

はいそれでは、第7条の方はご異議がないようですので、山口地方最低賃金審議会運営規程の一部改正について、改正案のとおり7条は議決することとします。

なお、改正案の施行期日は本日とします。これにより、冒頭、倉重委員、坂本委員に議事録の署名をお願いしておりましたが、署名は行わないこととしますので、よろしくお願ひします。

第4条に関しては次回改めてご提案させていただきます。

よろしいでしょうか。

○横山委員

1点要望がありまして、運用面に関することです。第4条の件で、テレビ会議システムを導入することですが、お話を聞く限りでは、zoomやwebexとか安易な感じではないというふうに聞こえますので、多分高貴なシステムだと思うので、導入されるのはよろしいですが、委員側がそれに簡単に入れるシステムに構築して頂かないと、テレビ会議システムも各企業さんにもなかなか1台あるかないかなのでしょうから、セキュリティの関係上でも難しいと承知しますが、委員の方が入りやすいようなシステムを考えてもらえたらと思います。

よろしくお願ひします。

○賃金室長

はい、わかりました。

○会長

ただ内容的には、web会議システムでのzoomとかwebexなどを使うことを想定していると思うのですがいかがでしょうか。

○賃金室長

その点はまだはっきりしていません。一応考えているところだとは思いますが。

○横山委員

多分そういうシステムだったら簡単にできると思います。これで時間がかかるといわれ

るのであれば、違うものを想定されているだろうなと思いますよね。

○山本委員

私もzoomのことを言っているんだらうなと思ったのですが、そうでないのであればどうして環境を整えるのにそんなに時間がかかるのかなと思ったんです。でもここで整えても、私達が持っていなければどうしようもないのですが。

○賃金室長

そうですね。そのへんもう少し整理してお示しします。

○会長

それでは、議題1(2)ですが、山口県最低賃金の改正決定について、山口労働局長から諮問があります。

【会長に諮問文手交】

【手交の後、各委員へ諮問文（写し）を配布】

○会長

山口県最低賃金の改正決定についての諮問をお受けしました。
事務局は諮問文を読み上げてください。

【諮問文を読み上げる】

○室長補佐

山口労発基0706第1号 令和4年7月6日 山口地方最低賃金審議会 会長 濱島清史 殿 山口労働局長 名田裕、最低賃金の改正決定について（諮問） 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規程に基づく、山口県最低賃金（昭和55年山口労働基準局最低賃金公示第1号）の改正決定に関して、最低賃金法第10条第1項の規程に基づき、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）、新しい資本主義実行計画工程表及び経済財政運営と改革の基本方針2022（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。

○会長

続いて、労働局長からご挨拶をお願いします。

○局長

あらためまして、山口労働局長の名田です。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、またお暑い中、当審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

ただいま、令和4年度の山口県最低賃金の改正につきまして諮問をさせていただきました。本年度の調査審議にあたりましては、本年6月7日付けで閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」、「新しい資本主義実行計画工程表」及び「経済財政運営と改革の基本方針2022」へのご配慮をお願いしたところでございます。

「経済財政運営と改革の基本方針2022」では、国際情勢の変化と社会課題の解決に向けて、「新しい資本主義」実現に向けた重点投資分野についての基本方針が示され、経済成長と労働者への分配をともに高める「人への投資」が最も重要なものと位置付けられました。

そして、この方針の下、働く人への分配を強化する賃上げを推進することも示されております。

具体的には中小企業に対する事業再構築・生産性向上等の支援を図るとともに、適切な価格転嫁が行われる環境整備に取り組むなどにより賃上げを推進することとされました。

最低賃金の引上げについては、「中小企業への支援等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に全国加重平均が1,000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。こうした考えの下、最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する」と明記されたところです。

委員の皆様方におかれましては、山口県の最低賃金について真摯なご審議をいただきますようお願い申し上げます。

私ども事務局としましては、的確な資料づくりなどに尽力し、円滑な審議が行われますよう努めて参りますことを申し上げ、挨拶とさせていただきます。

○会長

次に、事務局から資料の説明をお願いします。

○賃金室長

賃上げ要求・妥結状況及び経済指標について説明をさせていただきます。

資料No.5(1)の「令和4年 春季賃上げ要求・妥結状況(第2回集計)」をご覧ください。

これは、山口県商工労働部労働政策課が県内の民間事業所の労働組合の5月末日時点における調査結果を発表したのですが、今年の賃金水準にかかる参考資料となります。

上段の「企業規模別」の表をご覧ください。

55組合で妥結した結果となっています。定昇込みによる加重平均の妥結額は5,139円、賃上げ率は1.99%となっています。対前年比で131.3%です。

300人未満についてのみ申し上げますと、加重平均の妥結額は4,509円、賃上げ率は1.91%となっています。対前年比で115.7%です。

同資料には、その他にも「地域別」や「産業別」・「金額階層別妥結状況」の取りまとめがされていますが、詳細はお読みいただくことに代えさせていただきます、省略します。

続いて、全国の賃上げ状況です。

資料No.5(2)の「令和4年春闘 各機関別賃上げ集計状況(加重平均)」をご覧ください。

7月5日公表の連合による集計結果は、妥結額は6,004円、賃上げ率は2.07%です。300人未満組合の妥結額は4,843円、賃上げ率は1.96%です。

5月20日公表の日本経団連による集計結果は、従業員500人以上で妥結額は7,430円、賃上げ率は2.27%です。従業員500人未満の妥結額は、6月10日公表で5,219円、賃上げ率1.97%となっております。

次に、県下の経済情勢です。

資料No.6(1)の日銀下関支店の7月1日付け発表の「山口県金融経済情勢」(2022年7月)をご覧ください。

これは、生計費や賃金レベルにも言及しておりますが、主に事業の支払い能力を示す要素が記載された参考資料と言えます。

「概況としては、県内景気は、持ち直しのペースが鈍化している。短観における企業の業況感は、「良い」超幅が縮小した。

需要項目別にみると、公共投資は、横ばい圏内で推移している。輸出は、前年を上回った。個人消費は、下押し圧力が残るものの、持ち直しつつある。住宅投資は、弱含んでいる。設備投資は、高水準横ばい圏内で推移している。

こうした中、生産は、持ち直しの動きがみられている。雇用・所得情勢は、持ち直している。物価は前年を上回っている。企業倒産は、落ち着いている。金融面をみると、預金・貸出は、ともに前年を上回った。貸出金利は、低下傾向にある。

先行きについては、新型コロナウイルス感染症、地政学的リスクの動向やこれらに伴う供給制約、原材料価格の上昇等が当地の金融経済に与える影響について注視していく必要がある。」

とされています。

次頁以降には、各項目の説明と経済指標が記載されております。後ほどお読みいただければと思います。

次に資料No.6(2)の財務省中国財務局山口財務事務所が取りまとめた「法人企業景気予測調査結果(令和4年4~6月期調査)」をご覧ください。

これは、企業の支払能力を示す参考資料となります。

1枚目をめくっていただいて、右側2頁目の「調査結果概要」を読み上げますと、

1、景況判断については「下降」の超幅が縮小

・本年4月から6月期の現状の景況判断BSI、これは上昇と回答した企業構成比から下降と回答した企業構成比を減じたものになります。これがマイナス11.0%ポイントと「下降」超幅が縮小している。

・先行きは、翌期は「上昇」超に転じ、翌々期は「上昇」超幅が縮小する見通しとなっている。

2、企業収益については、令和4年度が増収減益の見込み

・売上高は、製造業、非製造業ともに増収となることから、11.5%の増収見込みとなっている

る。

・経常利益は、非製造業で増益となるものの、製造業で減益となることから、マイナス7.6%の減益見込みとなっている。

3、設備投資について、令和4年度は増加の見込み。

・設備投資は、製造業、非製造業ともに増加することから13.0%の増加見込みとなっている。

4、雇用については、「不足気味」の超幅が拡大。

・令和4年6月末の現状における従業員判断BSIは36.6%ポイントで、前期の令和4年3月末に比べ、「不足気味」超幅が拡大している。

・先行きは、翌期、翌々期ともに「不足気味」超の見通しとなっている。

次ページ以降には、詳細が記載されております。後ほど、ご覧いただければと思います。

説明は以上です。

○会長

ただいまの説明に関して、ご質問、ご意見はありませんか。

○坂本委員

今、説明がありました賃金支払い能力にかかわる統計資料について、従来から思っているのですが、基本的に我々中小・小規模事業者の立場でものを申しますけれど、例えばこの法人統計調査の資料などは一千万円以上の企業のみ対象になっています。実は最低賃金水準の支払い能力しかないのは、それより以下の中小・小規模事業者が非常に多いと思うんです。ですから、そういう規模の中小・小規模事業者の状況、支払い能力に関わる何らかのデータを頂けると最低賃金審議の中での支払い能力の議論ができるのかなと思います。

私共中央会で調査した資料もございますが、私共の方から出す前に、出来れば事務局の方から色んなものを調べていただいて、賃金支払い能力に関わる本当に必要な、一般的なものだけではないデータを整理して提供して頂けたらと思います。以上です。

○賃金室長

先ほどの局長挨拶でもありましたように、今回はしっかり審議して頂くということで、事務局としても色んな良いデータを揃えるということで努力しておりますし、2回目についてもできる限りそのようなデータを用意していきたいと思います。

○会長

はい、今後も事務局の方で、生計費、賃金、賃金支払能力に関わる適切なデータをよろしくお願いします。

他に何かございますか。

(質問、意見等なし)

○会長

次に議題1(3)「専門部会の設置について」に入ります。

山口県最低賃金の改正審議を行うにあたりましては、最低賃金法第25条第2項の規程により、専門部会を設置することとなっておりますので、設置することとし、今後、具体的な議論は専門部会に委ねたいと思います。

次に最低賃金審議会令第6条第5項の適用についてお諮りしたいと思います。

最低賃金審議会令第6条第5項とは、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」という規程ですが、従来、山口県最低賃金審議会ではこの規程を適用しておりません。これについて何かご意見ございませんか。

(「従前のとおりでよろしいです」の声あり)

○会長

昨年と同様に山口地方最低賃金審議会においては、最低賃金審議会令第6条第5項を適用しないことに決定いたします。

次に、議題1(4)「審議会の日程について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

まず、中央最低賃金審議会の開催予定としましては、6月28日に諮問が行われ、今後は7月12日、19日、25日に目安小委員会が開催され、7月27日に中央最低賃金審議会から目安の答申がなされる予定となっております。

山口県の最低賃金審議会につきましては、今年度の効力発生日を10月1日とした場合、8月5日(金)が答申の期限、そして、異議申立ての締切日が8月22日(月)、異議審が8月23日(火)の午前中が期限となります。

なお、当局の今後の審議日程につきましては、各委員の皆様にご都合を確認して日程をお示したところでございます。皆様におかれましては、日程の確保をお願いいたします。

次に、先ほど設置されました専門部会につきましては、専門部会の委員に任命された方のみの出席となりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○会長

ただいま、事務局から審議会の日程などのスケジュールについて説明がありましたが、ご質問はありませんか。

○阿野委員

先ほど事務局の方から当地方審議会、専門部会の日程調整が行われているというご説明がありましたように、今年度の審議会についても10月1日発効を前提とされているということで、そうなりますと中央最低賃金審議会の目安答申の日程等の関係から今年度の専門部会を含め、大変、昨年に比べまして、より間隔がないというか、詰まった日程になっているところですよ。

昨年はコロナの感染急拡大の状況、或いは経済、企業の影響を取り巻く状況というのが、この地方最低賃金審議会の間においても日々悪化をしてきたという状況があった中で、「過去最大の引上げ幅の発効日を目前の10月1日で本当によいのか」と「適切な発効日を検討すべきではないか」というそういう議論も昨年はあったところです。

10月1日の発効を目指して審議をすることについては、全く異論がありませんが、10月1日ありきで十分な議論を尽くせないことは避けるべきだと思います。

昨年の審議段階における経団連からの確認に対して、厚生労働省は「10月中の発効を目指して審議するのが慣例ではあるが、各地方最低賃金審議会において議論がなされ、その結果、合意が得られるのであれば、これにより発効日を決定するのは差し支えない。」というのが厚生労働省から経団連に対して見解が示されております。

また、最近の国の方で議論されている目安制度の在り方に関する全員協議会、これにおきましても「各労働局から地方審議会の各委員に対し文書や説明により発効日は公労使で話し合って、地方で決めるものであることについて、伝えてほしい」という意見も出ているところでございます。

以上の状況も踏まえまして「今年度の審議日程につきましては、今後の審議状況によっては弾力的に対応していくというのは必要だろう」ということを意見として申し上げたいと思います。

○会長

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

(意見、質問等なし)

○会長

ないようでしたら、議題2「その他」ですが、事務局から何かありますか。

○賃金室長

まず、報告したいことがあります。

今年度、山口県労働組合総連合、全国労働組合総連合中国ブロック協議会、全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組及び山口県弁護士会から山口地方最低賃金審議会会長又は山口労働局長に最低賃金にかかる要請書をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

これら要請書については資料No.7として配付させていただいておりますが、主な、中身は

「最低賃金の大幅引上げ」、「全国一律最低賃金制実現」「審議会の公開、委員の選任などの審議会のあり方に関するもの」などです。

次に、当該要請事項の一つになるのですが、今年度の審議会の公開、非公開についてご審議いただければと思います。

○会長

昨年度については専門部会の1回目を公開に変えた経緯があったわけですが、従来から、金額審議を行う予定の本審と専門部会については、率直な意見交換が損なわれるおそれがあることから非公開としております。

本年度はいかがいたしましょうか。

(「例年どおりでお願いします」の声あり)

○会長

それでは、本審、専門部会の公開について、金額審議を行う予定の本審と専門部会は非公開とします。

事務局からその他ありますか。

○賃金室長

それでは、3点、説明させていただきます。

1点目は資料No.8をご覧ください。特定（産業別）最低賃金改正の関係です。

特定最低賃金については、3月に鉄鋼を含む4業種の「意向表明」を受けておりますことをご報告いたします。

特定最低賃金の改正決定に関する「申出」についても既に受理しているところですが、今後、内容を審査のうえ、要件を満たしていれば、次回以降の審議会で、特定最低賃金の改正決定の必要性について、山口労働局長から審議会へ「諮問」をし、委員の皆さんに審議をお願いいたします。必要性ありとなるには、公・労・使の「全会一致」の議決が必要となります。

具体的な金額審議については、特定最低賃金の専門部会の場でご審議をしていただくこととなります。その他、「改正決定の必要性あり」とされた場合には、原則ではありますが、1円以上の引上げが前提となることもご承知おき願います。

なお、当県では、平成14年以来、12月15日が特定最低賃金の効力発生日となっておりますことを申し添えます。

2点目は、本日の審議終了後、「関係労使からの意見聴取公示」と「専門部会委員の推薦公示」を行います。

「専門部会委員の推薦公示」の公示締切日は、7月20日（水）、

「関係労使からの意見聴取公示」の公示締切日は、7月25日（月）といたします。

3点目は、専門部会を含めた審議会の開催案内の通知方法についてです。今までは審議会

長印を押印した案内文を郵送により発送していましたが、迅速性及び確実性を考慮し、次回以降、メールにより通知をさせていただきたいと思います。

以上です。

○会長

ただいま、事務局から3点の説明がありましたが、ご質問・ご意見はありませんか。

○山本委員

資料No.7の各労働団体から出ている要請文の中で、私の記憶違いだったら申し訳ないのですが、団体の代表者の名前が今までは黒塗りになってなかったように思えるんですが、黒塗りになった理由は何かあるのですか。

○賃金室長

これについては、情報公開を意識して、基本的に黒塗りにということにいたしました。

○山本委員

今まで名前を出す状況だったのが、その点変わったのですか。

○賃金室長

変わりました、各団体さんには了解を得ています。

○山本委員

よくわからないですけど。まあいいです。

○奥田委員

2点ほどあります。

開催案内をメールでということなんですが、非常に結構なことだとは思いますが、正式文書はあるんですか。私共も出席などの意思決定をしなければならないので。

○労働基準部長

添付をいたします。

○奥田委員

私も4年目になっていささか言い疲れたんですが、何度も言って皆様には大変申し訳ないんですが、地方最低賃金審議会は法律にもありますように3要素に基づいて決定すると。これ以外にはないんですね。時の政府の政策に関しては中立的でないといけないと、私共は委員として自負しておりますので、局長さんは全国一律にこういうふうな表現をせざるを得ないということは理解しますが、是非会長さんにはその趣旨を踏まえて、あくまでも3要

素に基づく審議をしていただくということをご要望しておきたいと思います。

○会長

はい、3要素に基づく審議をするべきだ。ということですね。

それからもう一つは郵送の案内がメールになるということで、それに合わせた対応ということですね。

○賃金室長

はい。

○会長

次に、説明のあった意見聴取公示について、意見書の提出があった団体から、意見陳述の申込みがあった場合には、今年度においても、次回の本審議会において意見陳述を行うことといたします。

よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○会長

それでは、今年度においても意見陳述を実施することとします。

なお、意見陳述の時間は、従来から全体で20分以内、質疑時間を含め、合計30分となっていますが、いかがでしょうか。

(質問、意見等なし)

○会長

はい、それでは意見陳述の時間は従来どおりといたします。

○阿野委員

当審議会から労働局長に提出する答申書に関して、発言させていただきます。

昨年の審議会におきまして、「専門部会の審議経過と、労使の意見がまとまらなかった場合等に示される公益委員見解を、中央最低賃金審議会にもあるように、きちんと答申文に記載もしくは、答申文に添付するという形とすること」を労使双方で強い要望として表明し、会長からも検討していくという発言をいただいております。

事務局におかれましては、他県の審議会の答申書等も参考にされながら、今年度からの対応として、ご準備いただきますよう改めてお願いをしたいと思います。

○会長

はい、その件に関しては答申書において審議経過、公益委員見解を添付するという
ことで、改めて公益委員の方で議論したいと思っております。

よろしいでしょうか。

(質問、意見等なし)

○会長

以上で、本日の議事は終了いたしました。

他になければ、これをもちまして閉会としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、以上で第 428 回山口地方最低賃金審議会を閉会とします。

皆様お疲れ様でした。

令和4年度

第428回山口地方最低賃金審議会

令和4年7月6日（水）14時00分から
山口地方合同庁舎2号館5階共用会議室

議 題

- 1 令和4年度の山口県最低賃金の改正について
 - (1) 山口地方最低賃金審議会運営規程の改正について
 - (2) 山口県最低賃金の改正決定について（諮問）
 - (3) 専門部会の設置について
 - (4) 審議会の日程について
- 2 その他

資 料 目 次

- 1 第 56 期山口地方最低賃金審議会委員名簿
- 2 山口地方最低賃金審議会運営規程（改正案）
- 3 中央最低賃金審議会への「令和 4 年度地域別最低賃金額改定の日
安について（諮問）」（写）
- 4 令和 4 年 6 月 7 日閣議決定資料
 - (1) 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（抄）
（工程表含む）
 - (2) 経済財政運営と改革の基本方針 2022（抄）
- 5 令和 4 年春季賃上げ要求・妥結状況
 - (1) 山口県による集計状況
 - (2) 各機関別集計状況
- 6 経済資料
 - (1) 山口県金融経済情勢（2022 年 7 月）
 - (2) 法人企業景気予測調査結果（令和 4 年 4 月～6 月期）
- 7 関係団体からの要請書
- 8 特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

第56期 山口地方最低賃金審議会委員名簿 (任期 令和3.4.22～5.4.21)

区分	ふりがな 氏名	現職
公益代表委員	あかな やすひろ 赤穴 泰博	元 山口朝日放送株式会社顧問
	こばやし ともり 小林 友則	国立大学法人山口大学経済学部准教授
	たなか ゆみこ 田中 裕美子	公立大学法人下関市立大学経済学部教授
	とおりやま かずし 通山 和史	弁護士
	はましま きよし 濱島 清史	国立大学法人山口大学経済学部教授
労働者代表委員	かわむら ひろゆき 河村 裕幸	日本基幹産業労働組合連合会山口県本部事務局長
	くらしげ りか 倉重 里加	日本労働組合総連合会山口県連合会副事務局長
	とみた ひろゆき 富田 博之	パナソニック デバイス労働組合 山口支部 支部執行委員長
	やまもと あきひろ 山本 章宏	UAゼンセン山口県支部支部長
	よこやま たかし 横山 崇	日本労働組合総連合会山口県連合会副事務局長
使用者代表委員	あ の てつお 阿野 徹生	山口県経営者協会専務理事
	おくだ ひろし 奥田 宏	山口県商工会連合会専務理事
	さかもと たつお 坂本 竜生	山口県中小企業団体中央会専務理事
	しまもと けんじ 嶋本 健児	下関商工会議所専務理事(兼) 山口県商工会議所連合会専務理事
	なかむら まさこ 中村 眞佐子	中村建設株式会社取締役

山口地方最低賃金審議会運営規程（改正案）

（規程の目的）

第1条 この規程は、山口地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定める。

（会議の招集）

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、山口労働局長（以下「局長」という。）又は5人以上の委員若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規程により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の10日前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、少なくとも7日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、この限りでない。

（小委員会等）

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

（委員の出欠席）

第4条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

~~2~~4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議における発言)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けなければならない。

3 審議会は、会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれのある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれのある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、~~議事録には、会長及び会長の指名した委員2名が署名~~するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれのある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれのある場合又は率直な意見の交換若しく

は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見及び建議の提出)

第8条 会長は、審議会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、答申書、建議書又は議決書を、それぞれ議事録の写を附して、その都度山口労働局長に送付するものとする。

(小委員会等の議事運営)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成13年5月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成20年7月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年7月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年〇月〇日から施行する。

㊦

厚生労働省発基 0628 第1号
令和4年6月28日

中央最低賃金審議会

厚生労働大臣 後藤 茂之

令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針2022（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議を求める。

**新しい資本主義の
グランドデザイン及び実行計画
～人・技術・スタートアップへの投資の実現～**

令和4年6月7日

る。

その際、課題解決の一つの鍵になるのは、デジタル技術の活用である。規制・制度をデジタル時代に合致したものにアップグレードすることで、デジタル技術を活用して課題解決を進めることを可能にするとともに、民間の力が最大限発揮できるよう、新しい時代にふさわしい公正な競争を確保する競争政策を推進していくことが重要である。

Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

「新しい資本主義」の実現により、経済を立て直し、新たな成長軌道に乗せていくため、必要不可欠な財政出動や税制改正は中長期的観点から機動的に行う。この際、人への投資、科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップへの投資、GX及びDXへの投資の4本柱に、投資を重点化する。

1. 人への投資と分配

モノからコトへにも象徴されるように、DX、GXといった大きな変革の波の中にあって創造性を発揮するためには、人の重要性が増しており、人への投資が不可欠となっている。また、これまで、ともすれば安価な労働力供給に依存してコストカットで生産性を高めてきた我が国も、労働力不足時代に入り、人への投資を通じた付加価値の向上が極めて重要となっている。

さらに、気候変動問題への対応や少子高齢化・格差の是正、エネルギーや食料を含めた経済安全保障の確保といった社会的課題を解決するのは人であり、人への投資は最も重要な投資である。

このため、賃金等のフローはもとより、教育・資産形成等のストックの面からも人への投資を徹底的に強化する。また、子供期・現役期・高齢期のライフサイクルに応じた環境整備を強化する。

(1) 賃金引上げの推進

先進国の労働分配率（雇用者報酬を国民総所得（GNI）で割った値）は、趨勢的に低下傾向にある。

さらに、先進国の家計消費と可処分所得の動向を見ると、可処分所得が伸びると、家計消費が伸びる傾向にある。日本の家計消費が伸び悩む理由は、可処分所得の伸びが十分ではないことが主な理由である¹。

我が国の大きな課題として、単位時間当たりの労働生産性の伸びは決して諸外国と比べても悪くないにもかかわらず、賃金の伸びが低い²。賃金が伸びなければ、消費にはつながらず、次なる成長も導き出せない。

労働生産性を上昇させるとともに、それに見合った形で賃金を伸ばすために、官民で連携して取り組んでいく。

本年の春闘においては、ここ数年低下してきている賃金引上げの水準³が反転し、

¹ 基礎資料P1：家計消費と可処分所得の伸び率の国際比較

² 基礎資料P2：1人当たり実質賃金の伸び率の国際比較

³ 基礎資料P3：春闘結果の推移

新しい資本主義の時代にふさわしい、賃金上げが実現しつつある。引き続き、官民が連携して、賃金上げの社会的雰囲気醸成していくことが重要である。新しい資本主義実現会議において、価格転嫁や多様な働き方の在り方について合意づくりを進めるとともに、データ・エビデンスを基に、適正な賃金上げの在り方について検討を行う。

また、人への投資のためにも最低賃金の上げは重要な政策決定事項である。物価が上昇する中で、官民が協力して、上げを図るとともに、その上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論していただくことが必要である。

①賃上げ税制等の一層の活用

民間企業のより積極的な賃金上げを支援するための環境整備として、賃上げ税制について税額控除率を大胆に引き上げる（大企業：20%→30%、中小企業：25%→40%）等、抜本的に拡充を図った。全国各地での説明会の実施や地方局、労働基準監督署等政府機関における周知に加え、商工会議所・商工会等の中小企業団体による説明会の実施等による周知を徹底することを通じて、本税制の一層の活用を促進する。

また、税制の効果が出にくい、赤字の中小企業の賃金上げを支援するため、ものづくり補助金や持続化補助金において、赤字でも賃金を引き上げた中小企業への補助率を引き上げる特別枠を設けたほか、政府調達において、賃金上げを行う企業に対して、加点を行う等、調達方法の見直しを図った。これらの取組とあわせて、賃金上げをより一層推進していく。

②重点業種を示した政府を挙げた中小下請取引適正化

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）及び「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月）に基づき、中小企業等が賃金上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を進める。

調査の結果、価格転嫁を困難にする主な阻害要因としては、値上げ要請を理由とする取引先の変更や取引の打ち切りのリスク、売り先の価格競争の影響による転嫁の受け入れ困難、発注者の立場が強く価格交渉が困難である等の点が見受けられた。

こうした実態を踏まえ、サプライチェーンのつながりについて、i)生活関連商品の製造・販売、ii)部品・完成品のものづくり、iii)サービスの提供の3つの類型に整理し、22業種10万社程度を対象に独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する調査を行う。調査を踏まえ、立入調査を行う等、適正な取引環境の実現につなげる。

独占禁止法上の優越的地位の濫用に関して、問題となる事例を追加した、サプライチェーン全体における取引の適正化のためのガイドラインを策定する。

大企業と中小企業の共存共栄を目指すパートナーシップ構築宣言の実効性を強化するため、宣言企業に対する調査を実施し、実行状況について、フォローアップを行う。

本年度の下請代金支払遅延等防止法の重点立入業種として、道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業を選定した。これらの業種について、立入調査の件数を大幅に増加させる。

また、重点立入業種以外であっても、法違反が多く認められる業種については、事業所管省庁と連名で、事業者団体に対して、法遵守状況の自主点検を行うよう要

請する。

③介護・障害福祉職員、保育士等の処遇改善のための公的価格の更なる見直し
介護・障害福祉職員、保育士等や、コロナ対応等を担っている看護師等の収入を3%程度引き上げる措置を講じた。

介護・障害福祉職員、保育士等の今後の具体的な処遇改善の方向性については、公的価格評価検討委員会の中間整理を踏まえ、職種ごとに仕事の内容に比して適正な水準まで収入が引き上がり、必要な人材が確保されるかといった観点から検討する。

看護師の今後の処遇改善については、今回の措置の結果も踏まえつつ、全ての職場における看護師のキャリアアップに伴う処遇改善の在り方について検討する。

これらの結果に基づき、引き続き、処遇改善に取り組む。

(2) スキルアップを通じた労働移動の円滑化

①自分の意思で仕事を選択することが可能な環境（学びなおし、兼業推進、再就職支援）

ストック面での人への投資については、職業訓練、学びなおし、生涯教育等への投資が重要である。

時代や社会環境の変化に応じて、需要のある職種は新しいものに入れ替わる⁴。また、教育訓練を受けた従業員の割合が増えると、労働者一人当たりの労働生産性や一人当たり平均賃金が上昇する効果があるとのデータがある⁵。

このため、成長分野への円滑な労働移動を進め、労働生産性を向上させ、更に賃金を上げていくためにも、個々の企業内だけでなく、国全体の規模で官民が連携して、働き手のスキルアップや人材育成策の拡充を図ることが重要である。その際、デジタル人材に加え、働く世代全体のデジタルスキルの底上げを図ることにウェイトを置く。

また、一般の方が企業間の労働移動が容易になるよう、転職やキャリアアップについて、キャリアコンサルティングを受けることができる体制を整備する必要がある。

従業員、経営者、教育サービス事業者など一般の方から募集したアイデアを踏まえた、3年間で4,000億円規模の施策パッケージに基づき、非正規雇用の方を含め、能力開発支援、再就職支援、他社への移動によるステップアップ支援を講ずる。およそ100万人程度の方が利益を受けると想定される。

更に教育訓練投資を強化して、企業の枠を超えた国全体としての人的資本の蓄積を推進することで、労働移動によるステップアップを積極的に支援していく。

Off-JTの研修費用が低くとどまり、かつ、近年更に低下傾向にある日本企業の人的投資⁶について、早期に少なくとも倍増させ、更にその上を目指していく。

②初期の失敗を許容し長期に成果を求める研究開発助成制度の奨励と若手の支援
初期の失敗を許容し研究内容の裁量性を認め長期に評価を行う助成制度と、プロ

⁴ 基礎資料P4：新しい職種による雇用の増加

⁵ 基礎資料P5：教育訓練の効果

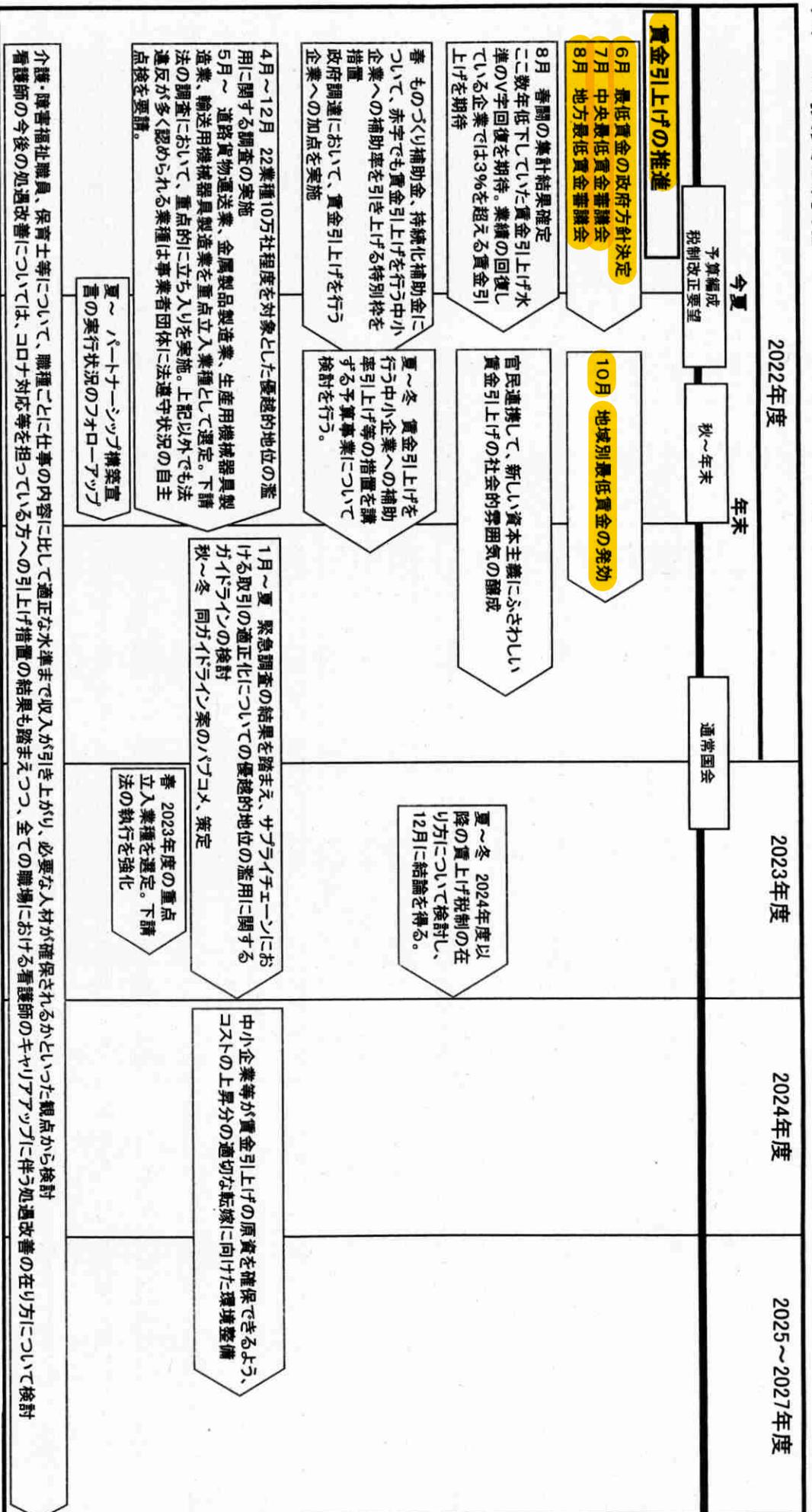
⁶ 基礎資料P6：企業の人的投資の国際比較

新しい資本主義実行計画工程表

令和4年6月7日

Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

1. 人への投資と分配



最低賞金については、生計費、賞金、賞金支払能力を考慮しつつ、その引上げを図り、できる限り早期に全国加重平均が1000円以上となることを目指す

経済財政運営と改革の基本方針2022について

〔令和4年6月7日〕
閣議決定

経済財政運営と改革の基本方針2022を別紙のとおり定める。

(別紙)

経済財政運営と改革の基本方針 2022

新しい資本主義へ

～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～

令和4年6月7日

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

(1) 人への投資と分配

デジタル化や脱炭素化という大きな変革の波の中、人口減少に伴う労働力不足にも直面する我が国において、創造性を発揮して付加価値を生み出していく原動力は「人」である。自律的な経済成長の実現には、民間投資を喚起して生産性を向上することで収益・所得を大きく増やすだけでなく、「人への投資」を拡大することにより、次なる成長の機会を生み出すことが不可欠である。「人への投資」は、新しい資本主義に向けて計画的な重点投資を行う科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX、DXに共通する基盤への中核的な投資であるとも言える。

こうした考えの下、働く人への分配を強化する賃上げを推進するとともに、職業訓練、生涯教育等への投資により人的資本の蓄積を加速させる。あわせて、多様な人材の一人一人が持つ潜在力を十分に発揮できるよう、年齢や性別、正規雇用・非正規雇用といった雇用形態にかかわらず、能力開発やセーフティネットを利用でき、自分の意思で仕事を選択可能で、個々の希望に応じて多様な働き方を選択できる環境整備を進める。

(人的資本投資)

成長分野における重点投資等を通じた質の高い雇用の拡大を図りつつ、「人への投資」を抜本的に強化するため、2024年度までの3年間に、一般の方から募集したアイデアを踏まえた、4,000億円規模の予算を投入する施策パッケージを講じ、働く人が自らの意思でスキルアップし、デジタルなど成長分野へ移動できるよう強力に支援する。

企業統治改革を進め、人的投資が企業の持続的な価値創造の基盤である点について株主との共通の理解を作り、今年中に非財務情報の開示ルールを策定するとともに、四半期開示の見直しを行う。男女の賃金格差の是正に向けて企業の開示ルールの見直しにも取り組む。また、政府からの特に大規模な支援を受ける際には、人的資本投資などを通じ、中長期的な価値創造にコミットすることを企業に求める。

あわせて、社会全体で学び直し（リカレント教育）を促進するための環境を整備する³。学び直しによる成果の可視化と適切な評価、学び直し成果を活用したキャリアアップや兼業・副業の促進、学ぶ意欲がある人への支援の充実や環境整備、成長分野のニーズに応じたプログラムの開発支援や学び直しの産学官の対話、企業におけるリカレント教育による人材育成の強化等の取組を進める。

以上の人的投資に取り組む中で、雇用調整助成金の特例措置等については、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく一方で、人への投資や強力な就職支援を通じて円滑な労働移動を図り、成長分野等における労働需要に対応する。あわせて、同一労働同一賃金の徹底等を通

³ 「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」（令和4年5月10日教育未来創造会議決定）に基づく。

べきかという論点や本制度の国民的な理解・受け入れ可能性を十分に考慮した上で、授業料無償化の対象となっていない学生について、安定的な財源を確保しつつ本格導入することに向け検討する⁵こととし、まずは大学院段階において導入することにより、ライフイベントも踏まえた柔軟な返還・納付（出世払い）の仕組みの創設を行う。官民共同修学支援プログラムの創設、地方自治体や企業による奨学金返還支援の促進等、若者を始め誰もが、家庭の経済事情にかかわらず学ぶことができる環境の整備を進める。

未来を支える人材を育む大学等の機能強化を図る。このため、デジタル・グリーンなど成長分野への大学等の再編促進と産学官連携強化等に向け、複数年度にわたり予見可能性をもって再編に取り組める支援の検討や、私学助成のメリハリ付けの活用を始め、必要な仕組みの構築等を進めていく。その際、現在35%にとどまっている自然科学（理系）分野の学問を専攻する学生の割合についてOECD諸国で最も高い水準である5割程度を目指すなど具体的な目標を設定し、今後5～10年程度の期間に集中的に意欲ある大学の主体性をいかした取組を推進する。また、あらゆる分野の知見を総合的に活用し社会課題への的確な対応を図る「総合知」の創出・活用を目指し、専門性を大事にしつつも、文理横断的な大学入学者選抜や学びへの転換を進め、文系・理系の枠を超えた人材育成を加速する。若手研究者と企業との共同研究を通じた人材育成等により大学院教育を強化する。

（賃上げ・最低賃金）

今年は、ここ数年低下してきた賃上げ率を反転させたが、ウクライナ情勢も相まって物価が上昇している⁶。こうした中、賃上げの流れをサプライチェーン内の適切な分配を通じて中小企業に広げ、全国各地での賃上げ機運の一層の拡大を図る。

このため、中堅・中小企業の活力向上につながる事業再構築・生産性向上等の支援を通じて賃上げの原資となる付加価値の増大を図るとともに、適切な価格転嫁が行われる環境の整備に取り組むほか、抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業からの優先的な政府調達等に取り組む、地域の中小企業も含めた賃上げを推進する。

新しい資本主義実現会議において、価格転嫁や多様な働き方の在り方について合意づくりを進めるとともに、データ・エビデンスを基に、適正な賃金引上げの在り方について検討を行う。

また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組むつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。こうした考えの下、最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する。

⁵ 法制的な位置付けの検討を含む。

⁶ 2022年4月の消費者物価上昇率（総合）は前年同月比2.5%の上昇。

令和4年 春季賃上げ要求・妥結状況調査(第2回集計)

令和4年5月末現在

商工労働部労働政策課

1 企業規模別

区 分		要 求				妥 結					
		組合数	今年額	前年額	対前年 (%)	今年額	前年額	平均賃金	対前年 (%)	賃上げ率	平均年齢
計	(合 算)	55	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(定 昇 込 み)	40	7,248	6,437	112.6	5,139	3,913	258,577	131.3	1.99	36.1
	(ベ ア の み)	15	3,875	2,375	163.2	2,807	1,151	306,813	243.9	0.91	39.4
300人未満	(合 算)	27	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(定 昇 込 み)	22	7,922	7,422	106.7	4,509	3,898	236,593	115.7	1.91	39.7
	(ベ ア の み)	5	2,191	1,904	115.1	1,139	492	271,890	231.5	0.42	43.9
300人以上	(合 算)	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(定 昇 込 み)	18	7,140	6,279	113.7	5,240	3,916	262,099	133.8	2.00	35.6
	(ベ ア の み)	10	4,281	2,489	172.0	3,209	1,310	315,241	245.0	1.02	38.3

(注) 1. 組合員数による加重平均で集計

2. 前年額は、今回集計した組合の前年額であるため、昨年の最終集計結果とは一致しない。

2 地域別

区 分		要 求				妥 結					調査対象組合
		組合数	今年額	前年額	対前年 (%)	今年額	前年額	平均賃金	対前年 (%)	賃上げ率	
計	(定 昇 込 み)	40	7,248	6,437	112.6	5,139	3,913	258,577	131.3	1.99	197
	(ベ ア の み)	15	3,875	2,375	163.2	2,807	1,151	306,813	243.9	0.91	
岩 国	(定 昇 込 み)	3	9,266	6,996	132.4	6,307	4,550	280,769	138.6	2.25	19
	(ベ ア の み)	4	4,432	2,774	159.8	3,319	2,184	319,582	152.0	1.04	
柳 井	(定 昇 込 み)	5	8,555	8,716	98.2	5,921	5,780	290,937	102.4	2.04	8
	(ベ ア の み)	2	8,307	9,266	89.7	4,226	4,405	242,170	95.9	1.75	
南 周	(定 昇 込 み)	6	6,729	5,343	125.9	4,413	3,161	264,844	139.6	1.67	38
	(ベ ア の み)	1	X	X	X	X	X	X	X	X	
防 山 口 府	(定 昇 込 み)	9	6,900	6,495	106.2	4,222	3,419	288,118	123.5	1.47	42
	(ベ ア の み)	1	X	X	X	X	X	X	X	X	
小 宇 野 部 田	(定 昇 込 み)	7	6,835	6,864	99.6	7,211	6,169	216,793	116.9	3.33	44
	(ベ ア の み)	3	2,939	1,248	235.5	1,765	1,058	269,358	166.8	0.66	
下 関 萩	(定 昇 込 み)	9	8,536	2,693	317.0	6,762	1,000	89,345	676.2	7.57	44
	(ベ ア の み)	4	3,236	1,301	248.7	1,685	90	296,653	1,872.2	0.57	
長 門	(定 昇 込 み)	1	X	X	X	X	X	X	X	X	2
	(ベ ア の み)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 組合員数による加重平均で集計

3 産業別

区 分	要 求				妥 結					調査対象 組合	
	組合数	今年額	前年額	対前年 (%)	組合数	今年額	前年額	対前年 (%)	賃上げ率		
産 業 計	40	7,248	6,437	112.6	40	5,139	3,913	131.3	1.99	197	
製 造 業 計	27	7,137	5,765	123.8	27	6,906	5,314	130.0	2.77	101	
製 造 業	食 料 品 ・ た ば こ	1	X	X	X	1	X	X	X	X	6
	織 維 工 業	0	-	-	-	0	-	-	-	-	0
	木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具	1	X	X	X	1	X	X	X	X	2
	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	2	11,615	10,987	105.7	2	5,710	4,828	118.3	1.71	5
	化 学 工 業	3	6,907	6,805	101.5	3	7,909	6,863	115.2	3.72	28
	石 油 ・ 石 炭 製 品 等	0	-	-	-	0	-	-	-	-	4
	ゴ ム ・ 皮 革 製 品	1	X	X	X	1	X	X	X	X	2
	窯 業 ・ 土 石 製 品	2	4,667	4,630	100.8	2	4,317	3,728	115.8	1.90	7
	鉄 鋼 業	4	7,179	5,962	120.4	4	4,551	3,420	133.1	1.58	11
	非 鉄 金 属	1	X	X	X	1	X	X	X	X	2
	金 属 製 品	2	4,282	5,346	80.1	2	3,629	4,306	84.3	1.58	6
	一 般 機 械 器 具	6	8,806	6,166	142.8	6	6,402	4,306	148.7	2.43	11
	電 気 機 器 ・ 電 子 部 品 等	1	X	X	X	1	X	X	X	X	6
	輸 送 用 機 械 器 具	3	6,783	5,979	113.4	3	6,729	5,890	114.2	2.23	11
そ の 他	0	-	-	-	0	-	-	-	-	0	
建 設 業	0	-	-	-	0	-	-	-	-	3	
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	0	-	-	-	0	-	-	-	-	2	
情 報 通 信 業	0	-	-	-	0	-	-	-	-	2	
運 輸 業 、 郵 便 業	4	9,444	9,527	99.1	4	3,181	2,797	113.7	1.46	29	
卸 売 業 、 小 売 業	5	8,597	8,542	100.6	5	4,983	4,409	113.0	2.03	26	
金 融 業 、 保 険 業 、 不 動 産 業	0	-	-	-	0	-	-	-	-	5	
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業	0	-	-	-	0	-	-	-	-	2	
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業	0	-	-	-	0	-	-	-	-	1	
教 育 、 学 術 研 究 、 医 療 、 福 祉	3	9,909	9,909	100.0	3	6,340	6,466	98.1	2.22	16	
複 合 サ ー ビ ス 事 業 、 サ ー ビ ス 業	1	X	X	X	1	X	X	X	X	10	

(注) 1. 定昇込みで交渉している組合のみを集計

2. 前年額は、今回集計した組合の前年額であるため、昨年の最終集計結果とは一致しない。

3. 電気機器・電子部品等は、電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイスの各製造業の合算

4 金額階層別妥結状況

区 分	計	300人未満	300人以上	前年
1,000 円未満	0	0	0	7
1,000 ～ 1,999 円	1	0	1	3
2,000 ～ 2,999 円	5	4	1	10
3,000 ～ 3,999 円	4	3	1	10
4,000 ～ 4,999 円	10	6	4	14
5,000 ～ 5,999 円	7	5	2	10
6,000 ～ 6,999 円	7	3	4	9
7,000 ～ 7,999 円	3	1	2	4
8,000 ～ 8,999 円	2	0	2	0
9,000 ～ 9,999 円	1	0	1	0
10,000 円以上	0	0	0	1
その他	0	0	0	0
計	40	22	18	68

(注) その他は具体的な妥結額が不明の組合
定昇込みで交渉している組合のみを集計

5 妥結時期等

区 分	計	300人未満	300人以上	累計	妥結率	前年累計
2 月 末 まで	1	1	0	1	0.5	1
3 月 1 ～ 10 日	1	1	0	2	1.0	1
3 月 11 ～ 20 日	6	2	4	8	4.0	14
3 月 21 ～ 31 日	14	6	8	22	11.0	14
4 月 1 ～ 10 日	4	2	2	26	13.0	7
4 月 11 ～ 20 日	8	5	3	34	17.0	8
4 月 21 ～ 30 日	1	1	0	35	17.5	6
5 月 1 ～ 10 日	2	2	0	37	18.5	2
5 月 11 ～ 20 日	2	1	1	39	19.5	1
5 月 21 ～ 31 日	1	1	0	40	20.0	5
6 月 1 ～ 10 日	0	0	0	40	20.0	2
6 月 11 ～ 20 日	0	0	0	40	20.0	1
6 月 21 ～ 30 日	0	0	0	40	20.0	1
7 月 1 ～ 10 日	0	0	0	40	20.0	5
	40	22	18	40	20.0	68

令和4年春闘 各機関別賃上げ集計状況（加重平均）

【連 合】

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	昨年同時期
全 体	1.98% 5,712円	2.07% 5,934円	2.07% 5,997円	1.90% 5,506円	1.78% 5,180円	(7月5日公表) 2.07% 6,004円	(6月4日公表) 1.79% 5,233円
300人未満	1.87% 4,490円	1.99% 4,840円	1.94% 4,765円	1.81% 4,464円	1.73% 4,288円	(7月5日公表) 1.96% 4,843円	(6月4日公表) 1.74% 4,331円

【経団連】

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	昨年同時期
500人以上	2.34% 7,755円	2.53% 8,539円	2.43% 8,200円	2.12% 7,096円	1.84% 6,124円	(5月20日公表) 2.27% 7,430円	(5月28日公表) 1.82% 6,040円
500人未満	1.81% 4,586円	1.89% 4,804円	1.89% 4,815円	1.70% 4,371円	1.68% 4,376円	(6月10日公表) 1.97% 5,219円	(6月11日公表) 1.72% 4,444円

【厚生労働省】

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
主要企業	2.11% 6,570円	2.26% 7,033円	2.18% 6,790円	2.00% 6,286円	1.86% 5,854円	(8月公表予定)

○調査対象

連 合：「全体」は規模計。「300人未満」は全体の内数。

経 団 連：「500人以上」の調査対象は、原則として東証1部上場。

厚生労働省：「主要企業」は、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業であって、労働組合のある企業。

当資料は当店 web サイトに掲載しています

<https://www3.boj.or.jp/shimonoseki/>



BANK OF JAPAN
SHIMONOSEKI BRANCH



日本銀行

2022年7月1日

日本銀行下関支店

〒750-8601

下関市岬之町7-1

TEL : 083-233-3113

FAX : 083-228-1021

山口県金融経済情勢 (2022年7月)

(概況)

県内景気は、持ち直しのペースが鈍化している。

短観における企業の業況感は、「良い」超幅が縮小した。

需要項目別にみると、公共投資は、横ばい圏内で推移している。輸出は、前年を上回った。個人消費は、下押し圧力が残るものの、持ち直しつつある。住宅投資は、弱含んでいる。設備投資は、高水準横ばい圏内で推移している。

こうした中、生産は、持ち直しの動きがみられている。雇用・所得情勢は、持ち直している。物価は、前年を上回っている。

企業倒産は、落ち着いている。金融面をみると、預金・貸出は、ともに前年を上回った。貸出金利は、低下傾向にある。

先行きについては、新型コロナウイルス感染症、地政学的リスクの動向やこれらに伴う供給制約、原材料価格の上昇等が当地の金融経済に与える影響について注視していく必要がある。

【実体経済】

各統計の時期、計数については、後掲の山口県主要金融経済指標を参照。

公共投資	<p><u>公共投資</u>は、横ばい圏内で推移している。</p> <p><u>公共工事請負金額</u>は、前年を下回った。</p>
輸出入	<p><u>輸出</u>は、前年を上回った。</p> <p><u>輸出、輸入</u>ともに、前年を上回った。</p>
個人消費	<p><u>個人消費</u>は、下押し圧力が残るものの、持ち直しつつある。</p> <p>個人消費関連の販売統計をみると、<u>百貨店・スーパー販売額</u>、<u>コンビニエンスストア販売額</u>、<u>ドラッグストア販売額</u>は、前年を上回った一方、<u>ホームセンター販売額</u>は、前年を下回った。また、耐久消費財では、<u>家電大型専門店販売額</u>、<u>乗用車新車登録台数</u>は、前年を下回った。</p>
住宅投資	<p><u>住宅投資</u>は、弱含んでいる。</p> <p><u>新設住宅着工戸数</u>は、前年を下回った。</p>
設備投資	<p><u>設備投資</u>は、高水準横ばい圏内で推移している。</p> <p><u>山口県短観</u>（2022年6月調査）における企業の設備投資をみると、2021年度実績は減少した。また、2022年度は増加計画となっている。</p> <p><u>建築物着工床面積</u>（非居住用）は、前年を上回った。</p>
生産	<p><u>生産</u>は、持ち直しの動きがみられている。</p> <p><u>鉱工業生産指数</u>（4月）は、前月比上昇した。業種別にみると、<u>輸送機械</u>は低下した一方、<u>化学、生産用機械</u>は上昇した。</p>
雇用・所得	<p><u>雇用・所得情勢</u>は、持ち直している。</p> <p><u>有効求人倍率</u>は、前月を下回った。<u>常用労働者数</u>は、前年を下回った一方、<u>現金給与総額</u>は、前年を上回ったことから、<u>雇用者所得</u>は、前年を上回った。</p>
物価	<p><u>物価</u>は、前年を上回っている。</p> <p><u>消費者物価指数</u>（除く生鮮食品）は、前年を上回った。</p>

【企業倒産】

企業倒産	<p><u>企業倒産</u>は、落ち着いている。</p> <p>件数（4件）は前年（2件）を上回ったほか、<u>負債総額</u>（467百万円）も前年（80百万円）を上回った。</p>
------	--

【金融】

預金 貸出	<p><u>預金・貸出</u>は、ともに前年を上回った。</p> <p>県内金融機関（銀行、信金）の預金、貸出の動向をみると、預金、貸出ともに前年を上回った。</p>
貸出約定 平均金利	<p><u>貸出金利</u>は、低下傾向にある。</p> <p>貸出約定平均金利は、前月に比べ、短期が上昇した一方、長期が低下し、総合でも低下した。</p>

以 上

山口県主要金融経済指標 (1)

— p : 速報値、r : 訂正または改定値
 — 特に記載のない限り、全て山口県に関する計数

1. 需要コンポーネント

(前年比%)

	公共投資 公共工事 請負金額	輸出入		個人消費					
		輸出	輸入	百貨店・スーパー販売額		コンビニエンス ストア 販売額	ホームセンター 販売額	ドラッグストア 販売額	家電 大型専門店 販売額
				(全店)	(既存店)				
21/ 4-6月	17.3	48.9	52.2	1.6	1.2	7.1	-8.5	-3.2	-10.4
7-9	-6.8	22.0	100.7	-3.8	-4.2	2.0	-11.3	0.3	-8.6
10-12	-19.1	18.5	96.7	0.3	-1.5	-1.7	-3.9	0.5	-8.3
22/ 1-3	1.8	8.3	48.6	1.0	0.4	1.0	-2.8	3.9	-3.1
22/ 2	-5.3	17.4	45.9	0.3	-0.4	-1.7	-7.1	2.3	-4.8
3	19.7	10.1	48.6	1.0	0.4	2.1	-0.1	5.0	1.3
4	3.1	-6.3	r 43.9	1.1	1.1	0.9	-1.0	r 1.8	-1.4
5	-56.9	25.8	p 98.4	p 2.1	p 2.0	p 4.3	p -2.1	p 0.5	p -6.9
資料出所	西日本 建設業保証	財務省		経済産業省					

(前年比%)

	乗用車新車 登録台数	個人消費		住宅投資	設備投資
		うち 登録車	うち 軽自動車	新設住宅 着工戸数	建築物着工 床面積 (非居住用)
		21/ 4-6月	23.2	14.6	37.3
7-9	-18.8	-14.4	-24.6	11.0	83.9
10-12	-20.5	-20.3	-20.8	44.6	44.1
22/ 1-3	-16.7	-13.7	-20.6	-23.2	-12.9
22/ 2	-21.8	-23.6	-19.7	-33.6	10.1
3	-14.0	-11.1	-18.1	-26.2	23.0
4	-18.3	-19.6	-16.5	-25.5	-17.9
5	-22.6	-16.8	-29.5	-2.7	32.1
資料出所	中国運輸局			国土交通省	

(前年比%、22年6月調査)

設備投資		
山口県企業短期経済観測調査		
設備投資額	2021年度実績	2022年度計画
(含む土地投資額)		
全産業	-8.6	7.3
製造業	-5.8	9.5
非製造業	-18.0	-1.0
資料出所	日本銀行下関支店	

(注) 公共工事請負金額、輸出入、新設住宅着工戸数、建築物着工床面積の四半期計数、乗用車新車登録台数の月次、四半期計数は、日本銀行下関支店で算出。

2. 生産関連

(季節調整済・前期比%)

	鉱工業指数		
	生産	出荷	在庫
21/ 4-6月	r 3.5	r 1.4	-1.5
7-9	r -4.3	r -3.2	r 2.9
10-12	r 6.6	r 3.4	r 5.7
22/ 1-3	-1.9	-4.9	1.2
22/ 2	r -0.2	r -0.2	-3.7
3	r -5.4	r -2.8	r 4.7
4	p 7.7	p 5.8	p 0.9
5	n. a.	n. a.	n. a.
資料出所	山口県		

(注) 15年基準。

3. 雇用・所得

(前年比%)

	雇用・所得			
	有効求人倍率 (季調済) (倍)	常用労働者数	現金給与総額 (名目)	雇用者所得
21/ 4-6月	1.32	-0.2	3.1	3.0
7-9	1.36	-1.4	3.7	2.3
10-12	1.40	-1.9	2.1	0.2
22/ 1-3	1.47	-0.8	1.0	0.2
22/ 2	1.47	-0.5	1.8	1.3
3	1.49	-0.9	-1.1	-2.0
4	1.53	-1.1	2.8	1.6
5	1.47	n. a.	n. a.	n. a.
資料出所	厚生労働省	山口県		

(注) 1. 常用労働者数、現金給与総額は、事業所規模5人以上。指数ベース、20年基準。
 2. 有効求人倍率、常用労働者数、現金給与総額の四半期計数は、日本銀行下関支店で算出。
 3. 雇用者所得は、次式に基づき、日本銀行下関支店で算出。雇用者所得=常用労働者数×現金給与総額。

山口県主要金融経済指標 (2)

4. 物価

(前年比%)

		消費者物価指数 (除く生鮮食品)
		山口市
21/	4-6月	-0.3
	7-9	0.2
	10-12	1.0
22/	1-3	0.9
22/	2	0.8
	3	0.9
	4	2.3
	5	2.3
資料出所		総務省

(注) 消費者物価指数(除く生鮮食品)の四半期計数は、日本銀行下関支店で算出。20年基準。

5. 企業倒産、金融

(前年比%)

		企業倒産		金融				
		件数 (件)	負債総額 (百万円)	預金 (末残)	貸出 (末残)	貸出約定平均金利(ストックベース)		
						総合 (%)	短期 (%)	長期 (%)
21/	4-6月	6	340	3.9	-0.3	1.139	1.674	1.124
	7-9	13	2,308	2.7	-1.1	1.128	1.708	1.113
	10-12	13	2,444	3.1	-0.7	1.131	1.680	1.117
22/	1-3	7	768	4.1	1.0	1.126	1.709	1.112
22/	2	1	300	2.6	-1.3	1.125	1.713	1.111
	3	5	368	4.1	1.0	1.126	1.709	1.112
	4	5	700	3.4	0.4	1.133	1.742	1.119
	5	4	467	3.4	0.9	1.132	1.746	1.117
資料出所		東京商工リサーチ		日本銀行下関支店				

- (注) 1. 企業倒産(件数、負債総額)の四半期計数は、日本銀行下関支店で算出。
 2. 預金(末残)および貸出(同)は、以下の定義による。
 ・国内銀行(ゆうちょ銀行を除く)の山口県内店舗分および同県内に本店を置く信用金庫。
 ・銀行勘定を集計。ただし、国内銀行については、オフショア勘定を除く。
 3. 貸出約定平均金利は、以下の定義による。
 ・山口県内に本店を置く国内銀行(県内店舗ベース)および信用金庫(全店ベース)の貸出金利を貸出金残高で加重平均したもの。
 ・貸出金利・貸出金残高は銀行勘定の円貸出のうち、当座貸越を除く。
 4. 預金、貸出、貸出約定平均金利の四半期計数は、各四半期末月の月次計数。

法人企業景気予測調査結果 (令和4年4～6月期調査)

【山口県の概要】

目次	ページ
調査要領	1
調査結果概要	2
1. 景況判断	3
2. 企業収益	4
3. 設備投資	6
4. 雇 用	7
参考資料	8

令和4年6月13日
財務省中国財務局
山口財務事務所



ざいちゅう

本調査についての問い合わせ先：
財務省中国財務局山口財務事務所
財務課長 工藤
TEL: (083) 922 - 2190 (代)
HP: [https://lfb.mof.go.jp/chugoku/yamaguchi/
chousatoukei/keiki/keikiyosokutop.htm](https://lfb.mof.go.jp/chugoku/yamaguchi/chousatoukei/keiki/keikiyosokutop.htm)



山口財務事務所の

ホームページ

調査結果概要

1. 景況判断 ～「下降」超幅が縮小～

- ・ 現状(令和4年4月から6月期)の景況判断 BSI は▲11.0%ポイントと「下降」超幅が縮小している。
- ・ 先行きは、翌期は「上昇」超に転じ、翌々期は「上昇」超幅が縮小する見通しとなっている。

2. 企業収益 ～令和4年度は、増収減益の見込み～

- ・ 売上高は、製造業、非製造業ともに増収となることから、11.5%の増収見込みとなっている。
- ・ 経常利益は、非製造業で増益となるものの、製造業で減益となることから、▲7.6%の減益見込みとなっている。

3. 設備投資 ～令和4年度は、増加の見込み～

- ・ 設備投資は、製造業、非製造業ともに増加することから、13.0%の増加見込みとなっている。

4. 雇用 ～「不足気味」超幅が拡大～

- ・ 現状(令和4年6月末)の従業員数判断 BSI は 36.6%ポイントで、前期(令和4年3月末)に比べ、「不足気味」超幅が拡大している。
- ・ 先行きは、翌期、翌々期ともに「不足気味」超の見通しとなっている。

1. 景況判断

○ 現状判断

- ・ 現状(令和4年4月から6月期)の景況判断BSIは▲11.0%ポイントと「下降」超幅が縮小している。
- ・ 業種別にみると、製造業は▲9.8%ポイント、非製造業は▲11.8%ポイントといずれも「下降」超幅が縮小している。
- ・ 規模別にみると、大企業は▲3.8%ポイントと「下降」超幅が縮小し、中堅企業は9.5%ポイントと「上昇」超に転じ、中小企業は▲21.0%ポイントと「下降」超幅が縮小している。

○ 先行き見通し

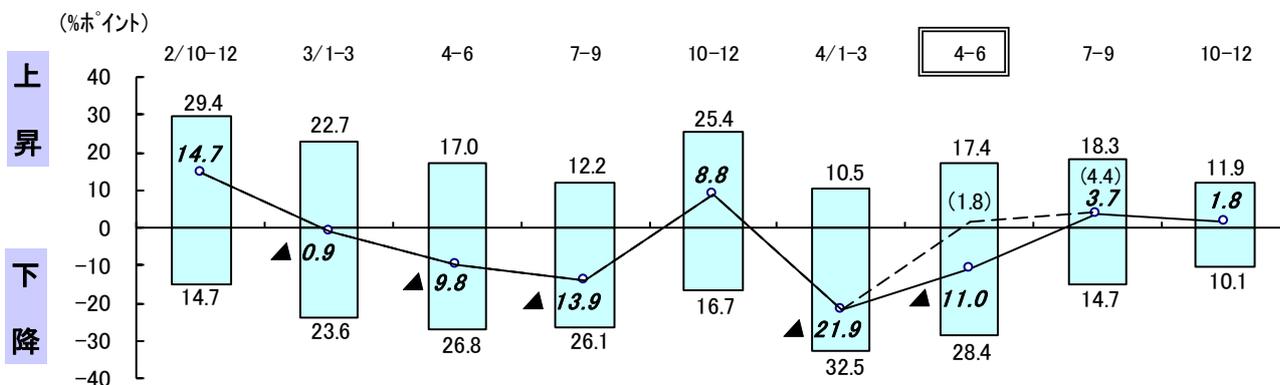
- ・ 翌期(令和4年7月から9月期)は「上昇」超に転じる見通しとなっている。
- ・ 業種別にみると、製造業、非製造業はいずれも「上昇」超に転じる見通しとなっている。
- ・ 規模別にみると、大企業は「下降」超が続き、中堅企業は「下降」超に転じ、中小企業は「上昇」超に転じる見通しとなっている。
- ・ 翌々期(令和4年10月から12月期)は「上昇」超幅が縮小する見通しとなっている。

景況判断BSIの推移 (原数値)

(BSI: 前期比判断「上昇」-「下降」社数構成比)

・ 全産業

点線及び()は前回[令和4年1月から3月期]調査時予測
現状判断 ← | | → 見通し



(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、構成比の差を表す%ポイントは表記した計数の差と一致しない場合がある。

・ 業種別・規模別

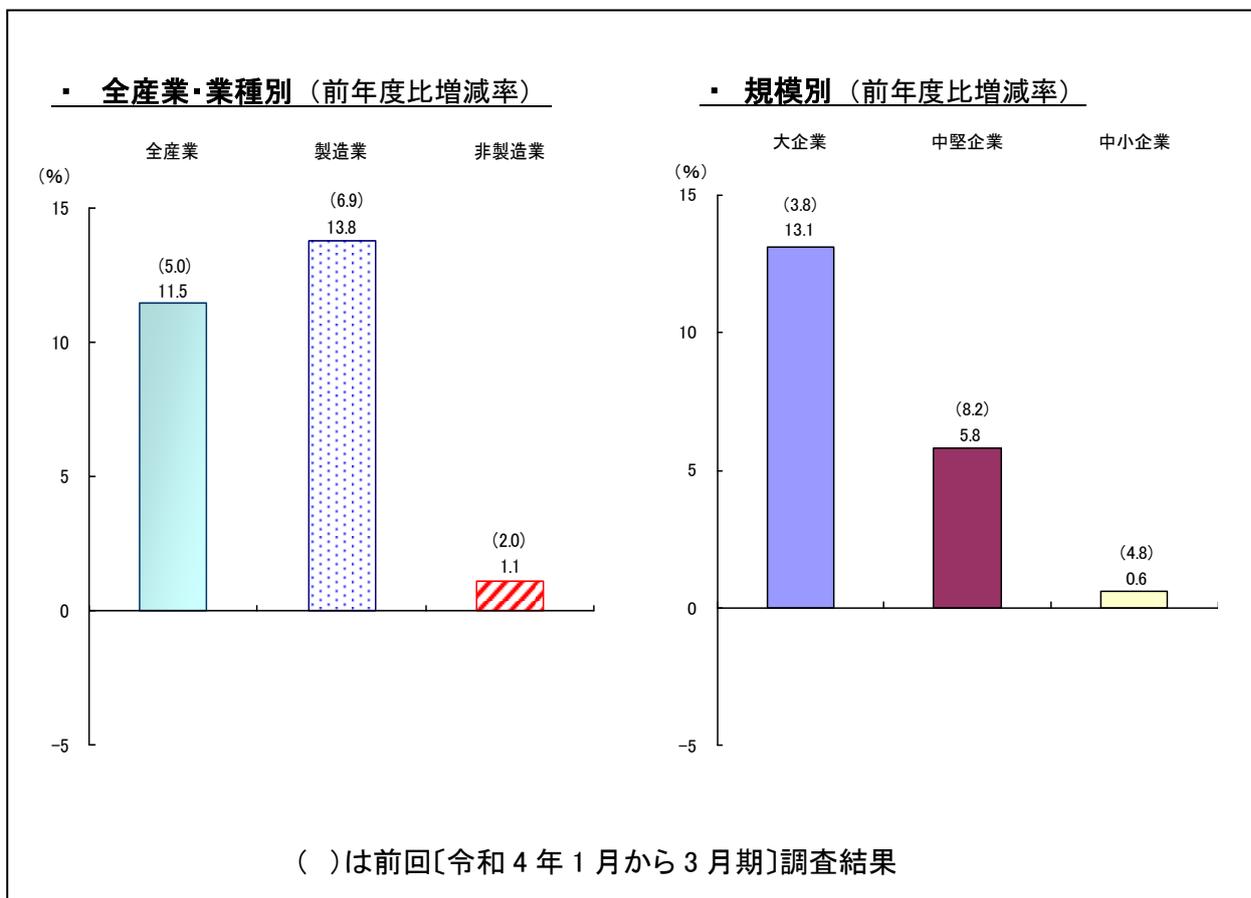
(%ポイント)

区分	前回(4/1-3)調査時予測		今回調査				
	現状判断	4/4-6見通し	4/4-6		7-9見通し	10-12見通し	
			現状判断	変化幅			
全産業	▲21.9	1.8	▲11.0	+10.9	3.7	1.8	
業種	製造業	▲12.5	15.0	▲9.8	+2.7	7.3	▲7.3
	非製造業	▲27.0	▲5.4	▲11.8	+15.2	1.5	7.4
規模	大企業	▲7.4	3.7	▲3.8	+3.6	▲3.8	▲3.8
	中堅企業	▲33.3	14.8	9.5	+42.8	▲4.8	0.0
	中小企業	▲23.3	▲5.0	▲21.0	+2.3	9.7	4.8

2. 企業収益

(1) 売上高（回答企業数 82 社：電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を除く）

- 令和4年度の売上高は、前年度比 11.5%の増収見込みとなっている。
 - 業種別にみると、製造業は、自動車・同附属品で減収となるものの、石油・石炭、化学などで増収となることから、全体としては 13.8%の増収見込みとなっている。非製造業は、建設などで減収となるものの、小売、情報通信などで増収となることから、全体としては 1.1%の増収見込みとなっている。



<参考>

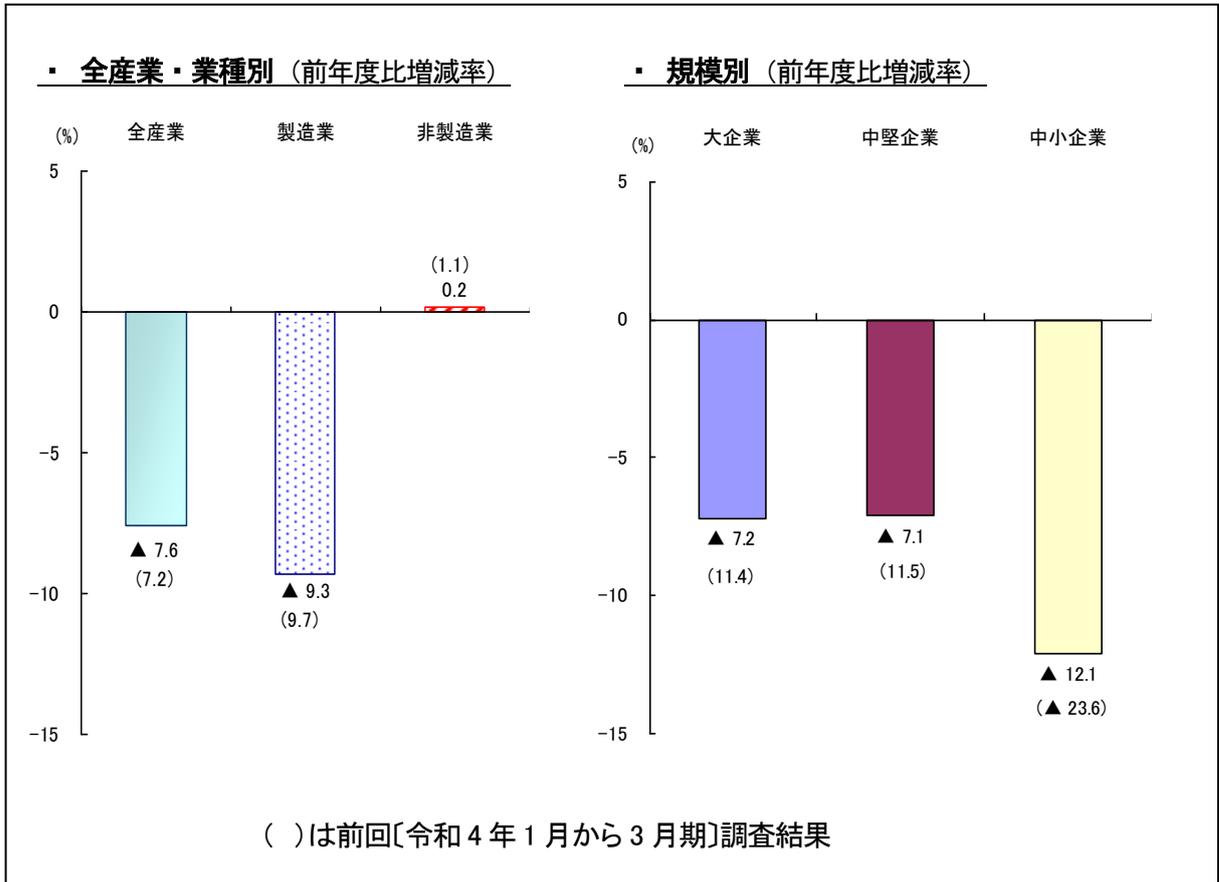
(前年度比増減率、単位：%)

	令和4年度		
		製造業	非製造業
全産業	[11.6]		[2.6]
	11.5	13.8	1.1
大企業	[13.1]		[1.6]
	13.1	14.1	1.6
中堅企業	[7.5]		[4.7]
	5.8	13.6	0.8
中小企業		0.2	0.8

[] 書は金融業、保険業を除き、電気・ガス・水道業を含む

(2) 経常利益(回答企業数 82 社:電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を除く)

- 令和4年度の経常利益は、前年度比▲7.6%の減益見込みとなっている。
 - 業種別にみると、製造業は、情報通信機械などで増益となるものの、窯業・土石、石油・石炭などで減益となることから、全体としては▲9.3%の減益見込みとなっている。非製造業は、運輸・郵便などで減益となるものの、小売、鉱業・採石等などで増益となることから、全体としては0.2%の増益見込みとなっている。



<参考>

(前年度比増減率、単位:%)

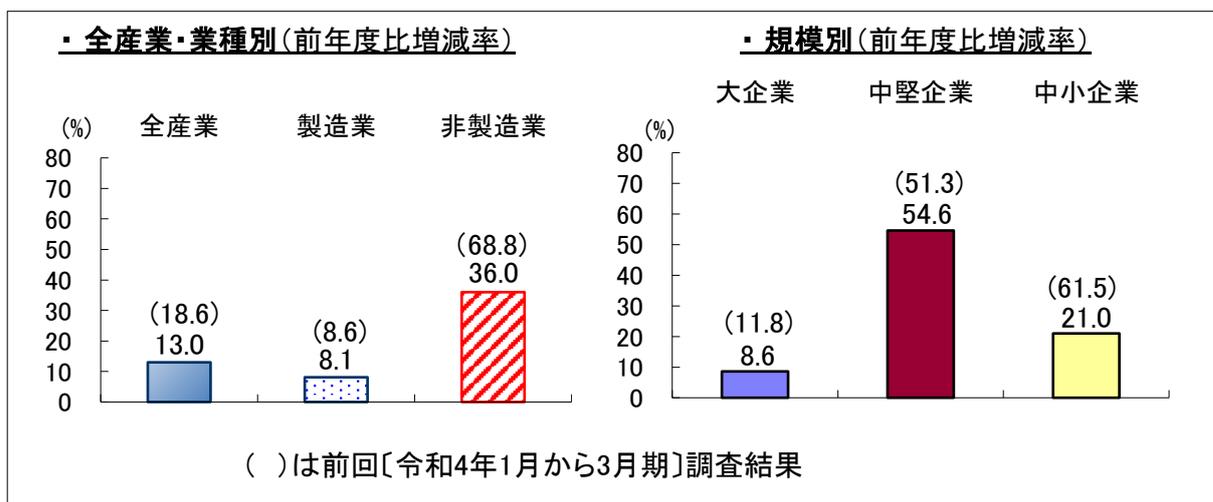
	令和4年度		
		製造業	非製造業
全産業	[13.7]		[60.2]
	▲7.6	▲9.3	0.2
大企業	[17.4]		[81.8]
	▲7.2	▲7.8	▲1.2
中堅企業	[0.7]		[14.9]
	▲7.1	▲20.6	2.3
中小企業	▲12.1	▲21.9	▲1.8

[] 書は電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を含む

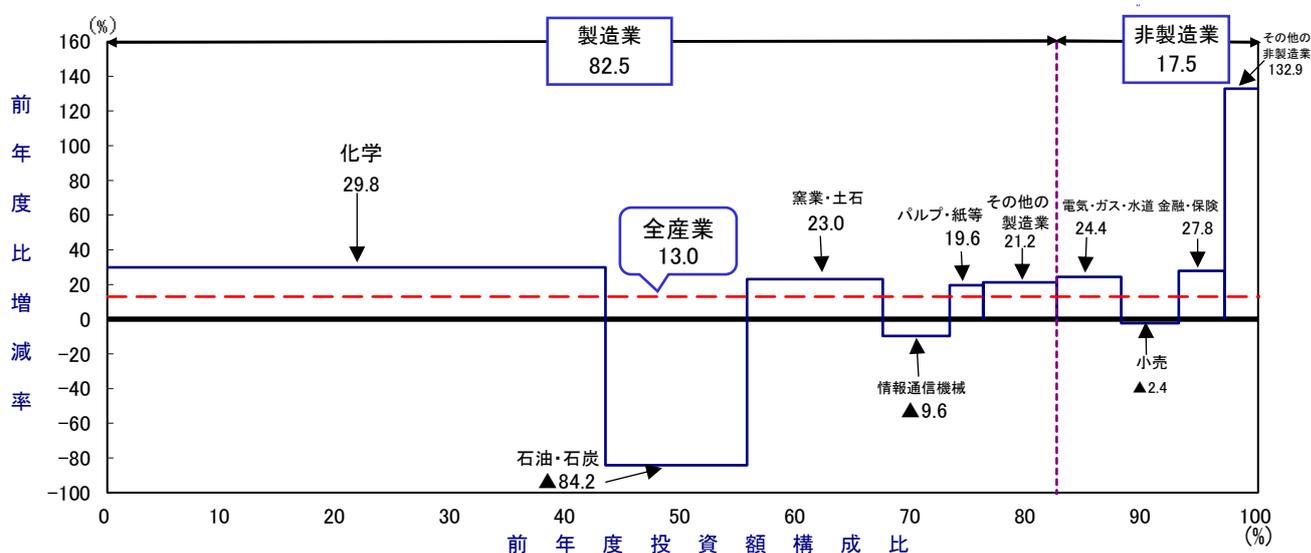
3. 設備投資（回答企業数92社：土地購入額を除く、ソフトウェア投資額を含む）

○ 令和4年度の設備投資計画は、前年度比13.0%の増加見込みとなっている。

- ・ 業種別にみると、製造業は、石油・石炭などで減少するものの、化学、窯業・土石などで増加することから、全体としては8.1%の増加見込みとなっている。非製造業は、小売などで減少するものの、運輸・郵便、電気・ガス・水道などで増加することから、全体としては36.0%の増加見込みとなっている。
- ・ 規模別にみると、大企業(8.6%)、中堅企業(54.6%)、中小企業(21.0%)といずれも増加見込みとなっている。



・ 主要業種別 設備投資状況(令和4年度)



<参考>

(前年度比増減率、単位：%)

	令和4年度		
	全産業	製造業	非製造業
全産業	13.0	8.1	36.0
大企業	8.6	7.3	19.9
中堅企業	54.6	71.6	51.1
中小企業	21.0	19.3	67.0

< > 書は土地購入額及びソフトウェア投資額を含む

4. 雇用

○ 現状判断

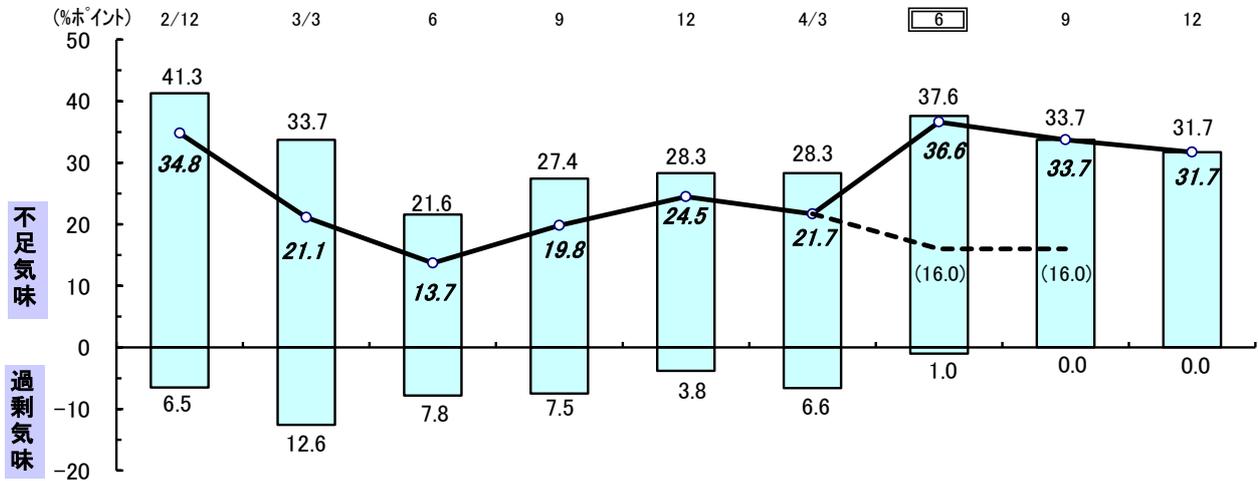
- ・現状（令和4年6月末）の従業員数判断BSI（回答企業数101社）は36.6%ポイントで、前期（令和4年3月末）に比べ、「不足気味」超幅が拡大している。
- ・業種別にみると、製造業は26.3%ポイント、非製造業は42.9%ポイントといずれも「不足気味」超幅が拡大している。

○ 先行き見通し

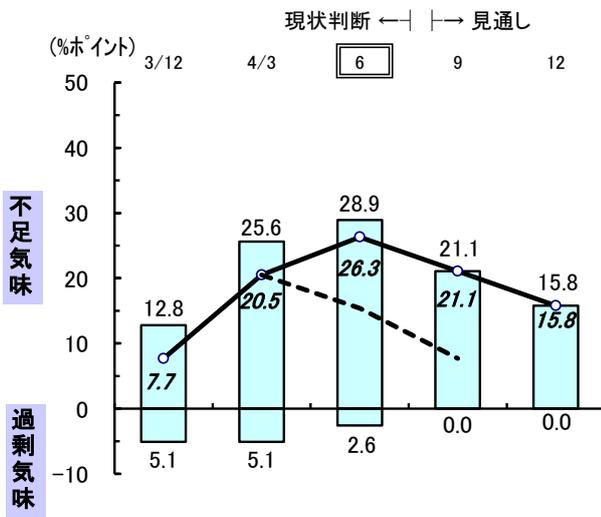
- ・翌期、翌々期は、ともに「不足気味」超の見通しとなっている。

従業員数判断BSIの推移（臨時・パート含む）（原数値）
（BSI：期末判断「不足気味」-「過剰気味」社数構成比）

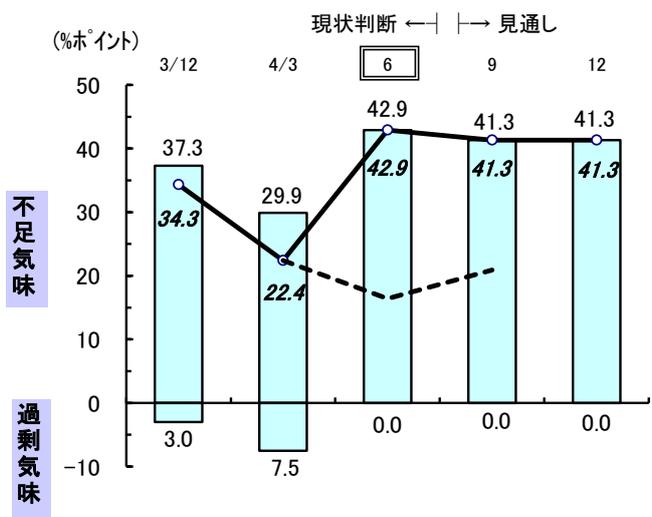
・全産業（期末判断）
点線及び()は前回[令和4年1月から3月期]調査時予測
現状判断 ← | → 見通し



・製造業（期末判断）



・非製造業（期末判断）

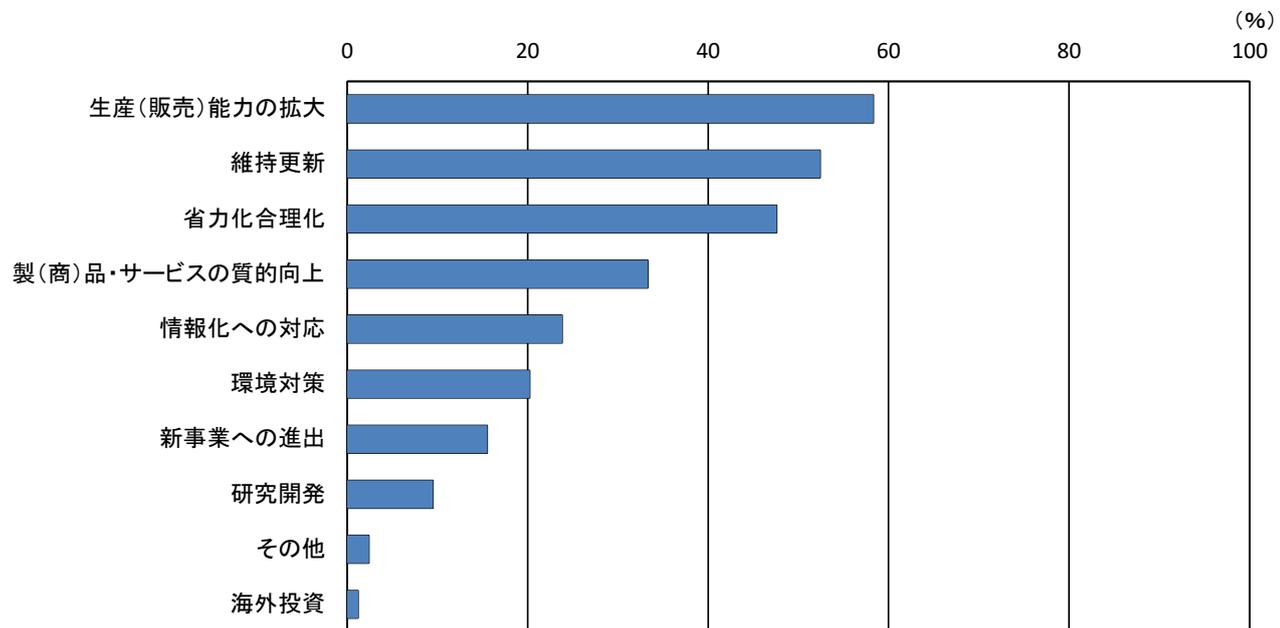


（注）計数は、それぞれ四捨五入しているため、構成比の差を表す%ポイントは表記した計数の差と一致しない場合がある。

〔参考資料〕

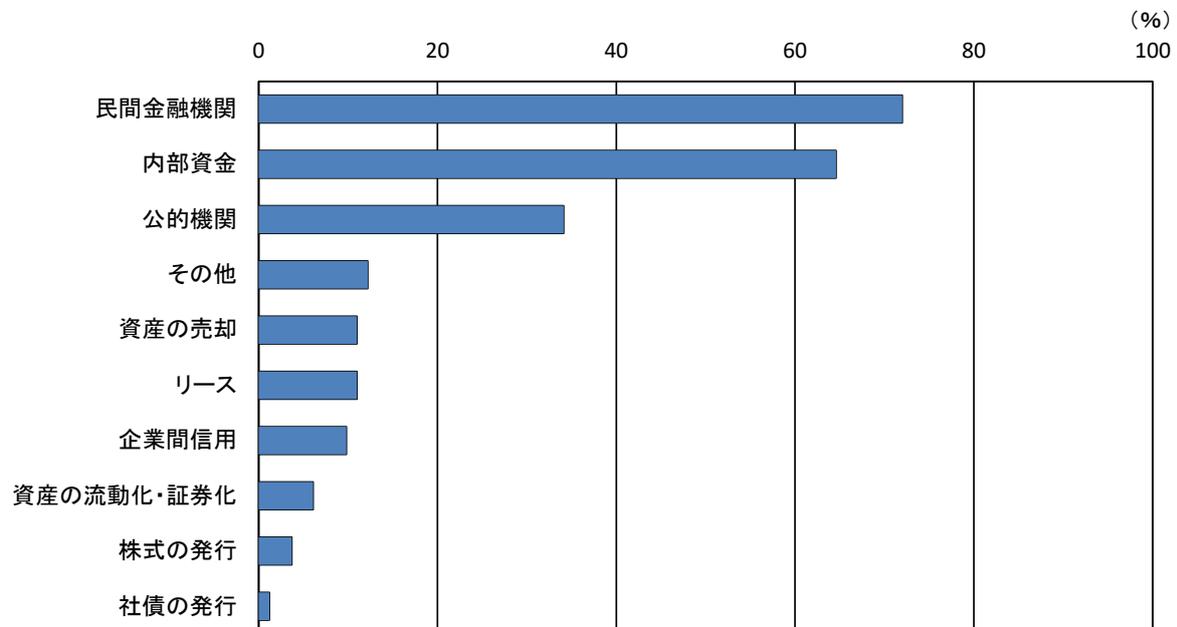
1. 今年度における設備投資スタンス

※10 項目中3 項目以内の複数回答による回答した企業の構成比



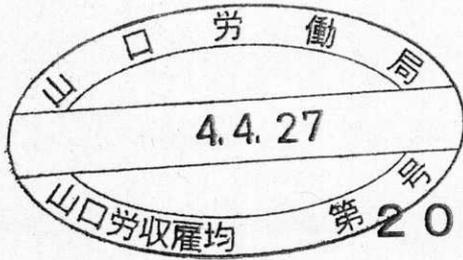
2. 今年度における資金調達方法

※10 項目中3 項目以内の複数回答による回答した企業の構成比



2022年4月27日

山口労働局長 名田 裕 様



山口県労働組合総連合
議長

第2022年国民春闘にあたっての要請

貴職におかれましては、日頃から、国民・住民の安定と安全・安心の確保、働く者の労働条件の改善、くらしの向上のためご尽力されていることと存じます。

わたしたちは、コロナ禍、労働者のいのちとくらしを守るため、賃金の大幅引き上げと底上げ、雇用の安定と、公務・公共サービスと社会保障の拡充、中小企業経営の安定と地域経済振興などをめざして2022国民春闘に取り組んでいます。

労働者・住民のいのちと暮らしは、長引く新型コロナウイルス感染拡大によって、深刻さを増しています。特に、国民生活に直結している医療、介護、清掃、交通、流通、飲食などの生活インフラや国民生活を支えている公共サービス分野に顕著です。女性労働者、非正規労働者を中心に雇用と賃金の不安が広がっています。一方で、コロナ禍によって少くない事業所が生業の維持がむずかしく、地域経済の危機が進行しています。

コロナ禍を体験した労働者・住民は、これまでの新自由主義的な政策から、公務・公共サービスと社会保障の拡充、雇用とくらし・営業の安定のための公的支援策の強化を求めています。とりわけ、コロナ禍の収束が見通せないもとの、私たちは、より一層の労働者・国民のための対策強化が緊急に求められていると考えています。

この間、政府は一定の支援対策を打ち出してきましたが、基本的には、新自由主義的政策を継続し、この時期に中小企業の統合・再編、地銀の統合を促進する動きを強めようとしており、日本の経済・社会の先行きが危ぶまれます。

コロナ禍の今だからこそ、地域を基礎に中小企業支援の強化など地域循環型の経済・社会をつくっていくことが求められています。つきましては、2022国民春闘の課題である、コロナ対策の強化と8時間働けば誰もが人間らしく暮らせる社会を実現するため、下記の事項を要請します。

記

- 1、コロナ禍で雇用情勢が悪化しているもとの、正規雇用労働者のみならず、パート・アルバイト・派遣・フリーランスなどすべての非正規労働者の雇用と暮らしを守ること
 - ① 事業者の責に帰すべき休業については、民法536条2項により、100%の休業補償を行うよう事業者を指導すること。
 - ② 休業手当（労働基準法第26条）の最低基準6割を引き上げること。また、平均賃金の算定は実労働時間数に基づき計算するなど、手当の算定基準を改善すること。
 - ③ コロナ禍が収束するまで雇用調整助成金特例措置を継続すること。

- ④ 大企業に対する休業支援金について、中小企業に対する休業支援金と同じ基準で遡り支給すること。また、制度の周知徹底を図ること。
- ⑤ シフト制で働く非正規労働者に対しても休業手当、休業支援金の対象であることを明確にし、事業者・労働者に周知徹底すること。
- ⑥ コロナ禍を口実とした解雇や雇い止め、内定取り消し、人員削減を行わないよう事業者を指導すること。
- ⑦ 雇用保険の基本手当給付日数および日額の上限を引き上げること。

2、労働者の7割が中小・零細企業で働いているもとの、雇用と暮らしを守るために、家賃支援給付金制度や持続化給付金制度を復活するよう、関係機関に要請すること。

3、エッセンシャル・ワーカーをはじめ、すべての働く人に人間らしい生活を保障するため、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく「全国一律最低賃金制度」の制定および中小企業・小規模事業所への特別補助を行うこと。

4、パートタイム・有期労働法が施行にかかわって、正規労働者と非正規労働者の「不合理な待遇格差の禁止」について事業者・労働者に周知すること。

5、有期労働契約の濫用をなくすため、「入口規制」（恒常的業務への有期労働契約の摘要禁止）と「出口規制」（無期転換ルール3年への短縮）を行うこと。

6、テレワーク導入に対しては、8時間労働制の原則に則った運用を行うよう事業者に対して指導すること。また、裁量労働制の適用範囲の拡大を行わないこと。

7、公契約法を制定し、国・自治体が発注する公共工事や公共調達、業務委託、指定管理者制度事業に従事する労働者に公正な賃金・労働条件を保障すること。

8、働くルールを理解と啓発を促し、労働者を保護し、ルール違反の根絶を図り、労働者・国民の権利を保障するために雇用・労働施策の充実をはかること。同時に、労働関連の法令、通達等の趣旨・内容及び各種の調査結果について積極的に事業所、関係諸団体等に周知すること。

以上

2022年5月19日

厚生労働省 山口労働局長
名田 裕 様



全国労働組合総連合中国ブロック協議会
議長

広島市東区光町 2-9-24-205 広島県労連
山口県労働組合総連合
議長

最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制実現を求める要請

日頃から労働行政の推進、及び新型コロナウイルス感染拡大防止に尽力されている貴職に対して敬意を表します。

日本の最低賃金は時給で定められ都道府県ごとに4つのランクに分けられています。2021年最低賃金は、最高の東京都が1,041円、最低の高知県と沖縄県は820円と221円もの格差があります。

最低賃金が低い地方では、労働者が都市部へ流出する要因になっています。その結果、地方の高齢化と過疎化が進み、活力が奪われ、地域経済はますます疲弊します。中小企業では、人手不足、後継者不足で、事業継続が困難になっています。こうした実態を改善するには、格差をなくすように制度を改正することが必要です。

全労連と地方組織が、25都道府県4万5千人の参加で行った「最低生計費試算調査」によれば、青年労働者が自立して人間らしく暮らすには、全国どこでも月額24万円、時給1,500円以上(月150時間)が必要であり、都市部と地方での最低生計費の差はほとんどないことを明らかになりました。

岸田文雄内閣は「できるだけ早期に最低賃金全国加重平均1,000円以上となるよう見直す」と表明していますが、地域間格差への対策は示されていません。私たちは、労働者の所得を底上げし、地域経済をあたため、人口減少社会に歯止めをかける確かな道として、全国一律最低賃金制度の創設と最低賃金「1,500円以上」を求めています。

あわせて、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置の実施が必要です。単価の不要な切り下げなど、大企業の下請いじめを正すなど、公正取引ルールを確立することや、原材料費の高騰が続くなかで諸経費が価格に適正に反映される仕組みなどの整備が求められています。

新型コロナの感染が収束しない中、労働者の暮らしも厳しさを増していますが、中小企業の経営状況も切実です。企業と家計の両方の活力を取り戻して、地域経済の「好循環」を実現し、日本のものづくりやサービス産業を発展させるには、公正な取引ルールの確立や中小企業支援の拡充は喫緊の課題です。

私たちは、最低賃金の大幅な引き上げと全国一律最低賃金制度実現への展望、中小企業・小規模事業者支援策の強化、最低賃金の引き上げができる助成の拡充を求めて以下の要請を行います。

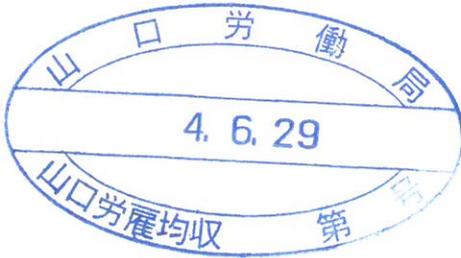
記

1. すべての働く人に人間らしい生活を保障し、格差を是正するために、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく全国一律最低賃金制を実現すること。
2. 生計費の原則に基づき、最低賃金を 1500 円に引き上げること。
3. 最低賃金の引き上げに対応した中小企業・小規模事業者支援策の拡大、充実を講じ、企業間取引で下請業者いじめをさせない公正取引のルール確立に向けた指導を徹底するよう、国や県、関係機関に求めていただくこと。
4. 労働局が実施している「業務改善助成金」について、県の活用状況（件数、金額）と政府の予算に対する執行状況を示していただくこと。
そのうえで、活用が浸透していない状況の原因についてお答えいただくこと。
業務改善助成金を受ける場合の引上げ前の金額については 9 月 30 日時点金額とし、申請期間については、年内（12 月）か年度内（3 月）までに延長するよう制度変更を行うこと。
5. 地方最低賃金審議会の労働側委員の選任に当たっては公正な任命につとめ、推薦された候補者、選任の方法、基準、結果を一般公開すること。
6. 地方最低賃金審議会開催にあたって以下についての状況を示していただき改善を行うこと。
 - ①審議会での意見陳述にあたっては、人数制限を行わず、極端な時間制限（5 分程度など）を設けず、質疑を受け付けること。
 - ②専門部会の傍聴を含めた完全公開を行うこと。
 - ③傍聴について人数制限を行わないこと。
 - ④異議申し出の場合の意見陳述を受け付けること。
 - ⑤会議議事録についてのホームページ公開状況を示していただくと共にすべてを公開いただくこと。

以上

要 請 書

山口労働局長 名田 裕 様



全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合

連絡先 山口市八幡馬場24-4

電話 080-5750-2590 FAX 083-923-0747

執行委員長

貴職におかれましては、平素より労働者保護のためにご尽力頂きありがとうございます。関係各位のご尽力にも関わらず、労働者の生活・雇用・権利を巡る情勢は厳しさを増しています。コロナ禍と物価上昇により、労働者の生活は大きな影響をうけています。とりわけ非正規、女性、外国人労働者などに被害が集中しています。コロナ禍における雇用者、労働者への支援・助成制度の周知徹底とその利用拡大に向けた取り組みを要請します。

登録型・正規派遣、パート・有期雇用といった雇用形態は、労働者にとって不安の大きな雇用形態です。コロナ禍においても、彼・彼女らはいとも簡単に労働の機会と生活とを奪われました。パート・有期労働者、高齢労働者の権利確立を求めます。2021年4月から「パートタイム・有期雇用労働法」が中小企業にも適用され、「高齢者雇用安定法」改定も施行されました。多くの労働者が実現を求めてきた「同一労働同一賃金」と均等待遇ですが、その運用実態は労働者の希望とかけ離れたものとなっています。フリーランスやギグワーカー、非正規公務員が増え、労働法が適用されないことが問題になっています。セブンイレブン店主の団体交渉権を認めない東京地裁の不当な判決が6月6日に出されました。

県内でもセクハラ・パワハラの問題がしばしば報道されます。コロナ禍でも高齢者・障害者の生活を支える介護労働者は社会に不可欠の仕事ですが、低賃金などのため15倍もの求人倍率になっています。

地域最低賃金制度においては、全国一律制の確立や「8時間働けば生活出来る賃金を」との訴えを無視するかのような資本と厚生労働省の動きがあります。山口県の地域最低賃金では、フルタイムで働いても年200万円にはるかに及びません。ワーキングプアの現状が続いてもなお、中央最低賃金審議会はランク別地域別最賃制度に固執し、地域間格差を広げていることに怒りを禁じえません。非正規、有期雇用労働者や、介護、医療、物流等の現場を支える労働者にとっては、地域別最賃の引き上げが賃上げに繋がります。コロナ禍においては、貯蓄が出来ない賃金状態では、わずか数週間の休業でも死活問題です。こうした中、山口地方最低賃金審議会専門部会の審議内容について非公開とされていることには納得がいきません。

貴職におかれましては、山口地方最低賃金審議会での、最賃引き上げを巡る審議会・専門部会の全てにおいて公開を再度求めるとともに、議事録の即時開示を特に要請します。議事録とは、議事録要旨ではありません。先進的な県の動向を調査され、審議会公開や議事録公開を強く要請します。

また、当組合は労働者の放射線被曝に関しても強い危機感を抱いております。労働者の命と健康を守る立場で、要請と質問があります。貴職におかれましては、事前に調査され、誠実にお答えください。下記、要請、及び質問します。

パート・有期雇用労働者、高齢労働者、技能実習生の権利確立のために

1. 同一労働同一賃金、均等待遇の早急な実現について

- (1) 政府・厚労省は、「ガイドライン」を踏まえて労働者の均等待遇を実現するために具体的措置を取ること。貴職の管内での対策をお示してください。
- (2) 貴職管内の「パート・有期労働法」「高齢者雇用安定法」施行・運用状況をお示してください。一年間の貴職の取り組み、違反事例と監督指導についてもお示してください。
- (3) 事業所において、「同一労働同一賃金」「均等待遇」に関する説明が見られない。

労働者が説明を求めても、「賃金、処遇は今までと変わらない」と答える事業者が見受けられる。また、「一方的に手当部分が、基本給に組込まれていた。」との相談も受けした。そもそも説明がなされていない

のが実情である。

①まずは、「説明義務」（パート・有期労働法14条）について、使用者に周知徹底させること。一年間の取り組み状況をお教えてください。

②14条さえも遵守しない使用者・事業所を公表するなど特段の監督・指導を行うこと。

③ 「同一労働同一賃金」「均等待遇」の原則が、就業規則に反映されていない場合、就業規則の修正を求めること。

昨年の要請に際しても、求めましたが、①～③について、その後の具体的な監督指導の内容、及び、措置について、お示してください。

(4) 貴職は、最高裁判決「労働契約法20条」判決で指摘された手当・福利厚生などの均等待遇を管内において、どの様に監督・指導されていますか。お示してください。

基本給などの賃金部分の均等待遇への改善について、管内事業所の状況をどのように把握されていますか。お示してください。

(5) 労働契約法18条「無期転換」後の均等待遇原則の適用、及び、18条の運用の適用を免れるための事前雇止めの禁止を監督指導すること。

無期転換労働者は、転換前の低労働条件のまま放置され、均等待遇からもみはなされている現状がある、これらの労働者を均等待遇の対象とすること。

併せて、「無期転換直前の雇止め」も横行しており、こうした脱法行為を許さないこと。

貴職管内の脱法行為に対する改善への取り組みをお示してください。

2. コロナ禍における労働者への支援・助成制度の周知徹底とその利用拡大について

(1) 雇用助成金の特例措置や休業支援金・給付制度、雇用保険の失業給付の拡充の制度について、周知を徹底すること。

厚労省は、2022年9月末まで「特例措置」を延長するとしている。労働者の賃金・労働条件に関することなので、早急に周知と利用拡大のための取り組みを行うこと。

申請の際、申請日前の過去分も含めて休業日に関する補償を確保は可能でしょうか。お教えてください。

(2) 休業手当を100%支払うように事業所への指導を徹底すること。

貴職管内における休業手当支払いの事業所の状況をお示してください。

「フリーシフト制」等として、支援金を受け取らせない事業所を摘発し、実際の支援を拡大すること。

3. 技能実習制度について。

(1) 技能実習制度を廃止すること。

技能実習制度は、「適正運用」について幾度となく言われて来ましたが、しかし、「現代の奴隷制度」「現代の人身売買制度」として、国内外で批判されて来ましたが。2017年に「技能実習の適正な実施」と「技能実習生の保護」の目的のため「技能実習法（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律）」が施行されましたが、技能実習生をめぐる暴力、人権侵害の現実は変わっていない。それは、技能実習生が、すでに、多額の債務を送り出し地域・国の派遣会社に負い、実習現場での労働基準法無視の過酷な労働環境・低賃金を強いられています。且、職業選択の自由を奪われることを前提した奴隷労働でしか機能しない制度だからです。

(2) 貴職管内での技能実習生の状況をどのように把握されていますか。お示してください。併せて、相談、申告、告発の事例をお示してください。

最低賃金・制度について

1. 最低賃金を時間額1500円以上とすること

1日8時間で週5日40時間働くと年間労働時間は52週で2080時間程度であり、

1時間1500円だと、年収312万円となります。しかし、最低賃金近辺の労働者の雇用は安定していません。実働できるのが80%とすると年収250万円です。この金額でも人口を維持して社会を持続可能にするギリギリです。加えて昨今の物価上昇が続けば、これでも足りなくなってしまう。

2. 最低賃金審議会では、支払能力の最も低い企業でも払える金額に最低賃金は決定されており1500円以上での決定はあり得ないのが現状ということは理解しています。従って、政府が大胆な中小零細企業支援策を実施して支払能力を持たせることが必要です。財務省は何かにつけて『国の借金が1000兆円で国民一人当たり900万円』とか『国が財政破綻する』と言いますが、赤字国債で賄われた一人10万円のコロナ給付金で「政府の借金増は国民の貯金増」「政府の赤字は国民の黒字」ということが社会的に明らかになりました。しかも営利企業と違って政府の役割は『利益を出す』ことではなく「国内の労働力・生産設備・資源・自然の力」を有効活用することです。今の政策は失業等で日々労働力を腐らせ、倒産廃業で使える生産設備を廃棄に追い込んでいます。そこから脱却するために厚生労働省としてぜひ社会保険料の企業負担の減免・廃止等、財源にとらわれない思い切った中小零細企業支援策の実施を要請します。

3. 最低賃金審議会の専門部会を公開し、議事要旨でなく議事録を公開すること。

4. 山口地方最低賃金審議会への要請がありますので、山口労働局より、お伝え願います。

要請内容は、専門部会の公開・非公開を決定する審議を公開の最低賃金審議会の場合で行うことです。以下、理由を述べます。

まず、昨年6月28日の第424回山口地方最低賃金審議会議事録（厚労省ホームページ抜粋）より、そのままに一部分転載します。

○会長

それでは議題3「審議会の公開について」にはいります。

昨年の審議会においては、「金額審議を行う会議においては、率直な意見交換が損なわれるおそれがあることから非公開とする。」との採択を行っているところですが、あらかじめ公益委員・労働者委員・使用者委員と話し合いをしましたところ、①最低賃金に関する社会的関心や②情報公開の流れの中で、審議会の更なる透明化が求められてきていることから、今年度から地域別最低賃金の専門部会のうち第1回目に限り公開、2回目以降を非公開にすることとしました。

それから、事務局が準備しました審議会資料については、会議の公開の有無に関係なく、今年度から全ての資料を山口労働局のHPに公開します。

非公開の会議の審議経過につきましては、事務局において議事要旨を作成し、できるだけ丁寧な概要の公開をお願いします。

この議事録には、金額審議を行う会議（専門部会）の2回目以降を非公開とすることを『あらかじめ』話し合っただけで決めた、とあります。これは、この件に関して議事録はおろか議事要旨すらない場で決定されたことを意味します。上記の議事録の最後で会長は『非公開の会議の審議経過につきましては、事務局において議事要旨を作成し、できるだけ丁寧な概要の公開をお願いします。』と発言されておられますし、審議会全体としても上記議事録②で『情報公開の流れの中で、審議会の更なる透明化が求められてきている』との認識を共有しておられます。従って、専門部会の公開・非公開という重大な決定をする話し合いを非公開の場で行うことは、会長・及び審議会全体の情報公開の認識と矛盾しています。

労働者の被ばくについて

1. 福島原発で働く労働者や放射線業務従事者等について

2011年3月11日に起きた東京電力福島第一原子力発電所の大事故では今も多くの労働者が収束作業にあっています。福島第一原発の現場はどうなっているのか同じ労働者として心配でなりません。厚生労働省及び福島労働局にお問い合わせの上、以下の質問にお答え下さい。

(1) 福島第一原発などの被曝労働について

① 福島第一原発の緊急作業従事者の健康診断の状況について教えてください。

- ・健康診断の内容と状況を教えてください。

② 厚生労働省の HP にある相談窓口等一覧の「令和3年度 放射線健康相談のご案内 東京電力福島第一原子力発電所において緊急作業に従事された皆様へ」の「令和3年度放射線健康相談支援窓口一覧(対面)」

(2021年11.11.現在)を見ると山口県の相談窓口として「曙会 佐々木外科病院 総合健診センター」が掲載されていました。当組合が数年にわたり、要請してきたことが実現され嬉しく思います。以下、質問です。

- ・2020年度は厚生労働省委託事業受託者「公益社団法人全国労働衛生団体連合会(全衛連)」でしたが、2021年度より厚生労働省交付金事業「独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所(安衛研)労働者放射線障害防止研究センター(放射線センター)が実施するようになっています。変更した経緯を教えてください。
- ・山口県に相談窓口ができたことを新聞やテレビなどを使って県民に知らせましたか。
- ・相談窓口をこれまで設置していたのになくしたあるいは数が減った自治体があります。窓口をなくした理由を分かる範囲で教えてください。
- ・放射線障害は被ばく後、数十年経って現れる晩発性障害があります。たとえその年相談がなかったとしても、数十年は窓口を開いておくべきと考えますが、いかがでしょうか？

③ 被曝労働者の相談窓口の運用状況はいかがでしょうか。

④ 山口県から福島第一原発及び他の原発で被曝労働をしている労働者はおられますか。

⑤ 放射線管理手帳で退職後も年一回の健康診断(ガン健診を含む)が受けられるなどの制度はありますか。

(2) 外国人労働者の被曝労働について

放射線被曝の影響は直ぐに現れる急性症状と、数十年経ってから現れる晩発性障害があります。新たな在留資格「特定技能」の外国人労働者や外国人実習生の場合、日本で数年働いた後、母国に戻ります。母国に戻ってから病気になった場合、日本政府・企業が責任を持つとは思えません。外国人労働者に被曝労働をさせないよう本省に伝えて下さい。

(3) 被ばく労働者への補償について

原発が稼働するかぎり、保守点検等で労働者が被ばくします。私たちはこうした労働は本来なくすべきと考えます。現在も、被ばくしながら収束作業や保守点検をしている労働者が病気になっても補償すらされないことに同じ労働者として憤りを感じています。ぜひ、被ばく労働者が病気になった場合、被曝者援護法のような援護をして欲しいと思っています。そうした声があることを本省に伝えてください。

2. 労働者の被曝について

昨年5月、兵庫県姫路市の日本製鉄で、エックス線の照射装置を点検していた労働者2人が被ばくする事故があり、国が定める年間の被ばく限度を大幅に上回る放射線を浴びた可能性があると報道されています。2019年、山口県周南市でも放射線を使って配管を検査していた労働者が被ばくする事故が起きました。

企業に放射線に対する安全教育を徹底することと、被ばくした労働者にたいし、数十年先まで責任を持つことを課してください。

令和4年6月13日

山口地方最低賃金審議会 会長 殿

山口県弁護士会
会長

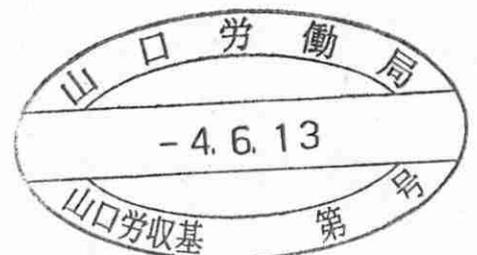
「地域経済を活性化させるために、最低賃金額の引上げ等を求める会長声明」の
送付について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当会の活動につきまして
格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

当会は、先日、別紙のとおり『地域経済を活性化させるために、最低賃金額の引
上げ等を求める会長声明』を公表しました。

ご査収いただきますようよろしくお願いいたします。

以上



地域経済を活性化させるために、最低賃金額の引上げ等を求める会長声明

2022年（令和4年）5月31日

山口県弁護士会

会長 

1 最低賃金の引き上げが必要であること

厚生労働大臣は、本年6月頃、中央最低賃金審議会に対し、令和4年度地域別最低賃金額の目安について諮問を行い、本年7月頃、同審議会から、答申を受ける見込みである。

昨年、同審議会は、都道府県の時給を一律28円引き上げるように答申を行い、各地の地域別最低賃金審議会は、これに基づき、答申を行った。その結果、令和3年度の地域別最低賃金は、全国加重平均額で930円（前年度より28円引き上げ）となった。山口県の地域別最低賃金は、857円とされた。

時給857円では、1日8時間、週40時間働いても、年収178万2560円（857円×40時間×52週）、月収14万8547円（178万2560円÷12ヶ月・小数点以下切り上げ）にしかない。日本の最低賃金は、世界的に見ても極めて低い水準にあり、労働者の生活を守るためには、最低賃金を引き上げて公正な賃金を支払う必要がある。

なお、最低賃金の引き上げにより雇用が減少するとの意見があるが、米カリフォルニア大バークリー校のデービッド・カード教授（2021年のノーベル経済学賞受賞者）は、最低賃金の上昇が必ずしも雇用の減少につながらないことを実証している。

2 地域間格差の是正

最低賃金の地域間格差が依然として大きく、格差が是正していないことは重大な問題である。2021年の最低賃金は、最も高い東京都で時給1041円であるの

に対し、山口県は時給857円であり、184円の開きがある。

総務省統計局が令和4年4月15日に公表した令和3年10月1日現在の人口推計によれば、生産年齢（15歳～64歳）の人口数（男女計）は、東京都が925万5000人、山口県が71万2000人とされ、山口県は東京都の約13分の1しかない。

山口県は若年層の県外への流出が多く、人口減少が続いている。最低賃金の低い地方の経済が停滞し、地域間の格差が縮まるどころか、むしろ拡大している。地域の労働力を確保することは、地域経済の活性化にとって極めて有効である。

3 中小企業・小規模事業者の支援

国は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内最低賃金の引き上げを図るため、「業務改善助成金」制度を実施しているが、必ずしも使い勝手のよい制度ではないため、令和2年度の支給決定件数は626件しかなかった。

日本商工会議所及び東京商工会議所が令和3年4月5日に公表した「最低賃金引上げの影響に関する調査」によれば、中小企業・小規模事業者の多くは、最低賃金引上げに対応するために必要と考える支援策として、「税負担等の軽減」を挙げている。

したがって、国は、最低賃金の引き上げにともない、中小企業・小規模事業者の経営が圧迫されないよう、助成金制度や補助金制度を使い勝手のよいものに変え、さらには税金や社会保険料の大胆な減免措置を講じるなど、税負担等の軽減を図る措置を講じるべきである。

具体的には、地域別最低賃金が1000円未満の道府県において直ちに最低賃金を1000円以上に引き上げるため、中小企業・小規模事業者に対し、最低賃金と現に労働者に払っている賃金との差額を助成金として支給すべきである。また、賃金の引き上げに伴い社会保険料の負担も増額することから、中小企業・小規模事業者に対し、少なくとも年金保険料及び健康保険料の事業主負担額の3割を国が負担する措置を講じるべきである。

4 審議会の議事録等の公開について

当会は、これまで山口地方最低賃金審議会の議事録等をホームページで公開するよう求めてきたが、山口労働局は、厚生労働省からの指示に基づき、令和2年度から同審議会の議事録等をホームページに掲載するようになった。

情報公開の流れの中、議事録等がホームページで公開されたことは、最低賃金に関する県民の理解と関心を促進し、審議会等のさらなる透明化を図るものであり、当会としても歓迎したい。引き続き、議事録等をホームページで公開するよう求める。

5 委員の任命

最低賃金審議会の委員は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織されるところ（最低賃金法第22条）、前二者は関係労働組合又は関係使用者団体からの推薦に基づき任命されている（最低賃金審議会令第3条）。

このうち、労働者を代表する委員は、非正規労働者を数多く組織する関係労働組合からも任命されることが望ましい。なぜならば、非正規労働者は就業関係が不安定で最低賃金の影響を受けやすく、全労働者の3分の1以上を占めているからである。

また、公益を代表する委員は、最低賃金の額が貧困問題の解決と密接に関係することから、生活困窮者の就労支援等を行っている団体の出身者及び社会保障法を専門とする学者からも任命することが望ましい。

6 まとめ

よって、当会は、次のことを求める。

① 中央最低賃金審議会及び山口地方最低賃金審議会は、労働者の健康で文化的な生活を確保し、地域経済の健全な発展を促し、政府目標に少しでも近づけるため、最低賃金の引き上げに向けた答申をすること。

② 国会及び厚生労働大臣は、最低賃金の大幅な引き上げに当たり、助成金制度や

補助金制度を使い勝手のよいものに変え、さらには税金や社会保険料の大胆な減免措置を講じるなど、中小企業・小規模事業者の経営に十分配慮した施策を行うこと。

③ 山口地方最低賃金審議会は、引き続き審議会の議事録等をホームページで公開する措置を講じること。

④ 厚生労働大臣及び山口労働局長は、非正規労働者を数多く組織する関係労働組合からも労働者代表委員を任命し、また、生活困窮者の就労支援等を行っている団体の出身者及び社会保障法を専門とする学者からも公益代表委員を任命すること。

以上

2022年3月16日

山口労働局長
村井 完也 殿

山口県光市大字島田 3434

Tel 0833-71-1655

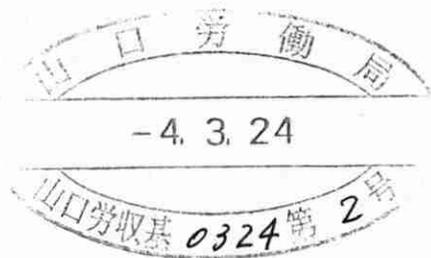
特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の改正について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

- 1 特定最低賃金改正の件名
山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金
- 2 申出の理由等
山口県内の当該産業における賃金の最低賃金額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1以上に達する見込みであることから申出することとしている。
- 3 申出の時期
2022年6月末日

以上



2022年3月16日

山口労働局長
村井 完也 殿

自
山口
Tel 0835-29-3338

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の改正について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

- 1 特定最低賃金改正の件名
山口県輸送用機械器具製造業最低賃金
- 2 申出の理由等
山口県内の当該産業における賃金の最低賃金額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1以上に達する見込みであることから申出することとしている。
- 3 申出の時期
2022年6月末日

以上



2022年3月18日

山口労働局長
村井 完也 殿

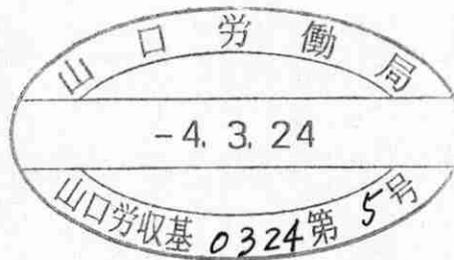
電機連合 山口県
議長
山口県下松市大字東豆井19
Tel 0833-43-3700

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の改正について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

- 1 特定最低賃金改正の件名
山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金
- 2 申出の理由等
山口県内の当該産業における賃金の最低賃金額に関する労働協約の適用労働者数
が、概ね3分の1以上に達する見込みであることから申出することとしている。
- 3 申出の時期
2022年6月末日



以上

2022年3月1日

山口労働局
局長 村井 完也 殿



山口県周南市入船町1-8
シャルル伍番館201
TEL 0834-21-2244

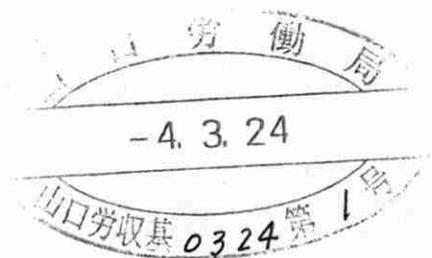
特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の改正について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

- 1 特定最低賃金改正の件名
山口県百貨店，総合スーパー最低賃金
- 2 申出の理由等
山口県内の当該産業における賃金の最低賃金額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達する見込みであることから申出することとしている。
- 3 申出の時期
2022年6月末日

以上



(写)

山口労発基 0706 第 号
令和 4 年 7 月 6 日

山口地方最低賃金審議会

会長 濱島 清史 殿

山口労働局長

名田 裕

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 12 条の規定に基づく、山口県最低賃金(昭和 55 年山口労働基準局最低賃金公示第 1 号)の改正決定に関して、最低賃金法第 10 条第 1 項の規定に基づき、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）、新しい資本主義実行計画工程表及び経済財政運営と改革の基本方針 2022（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。

山口労発基 0706 第 1 号
令和 4 年 7 月 6 日

山口地方最低賃金審議会

会長 濱島 清史 殿

山口労働局長

名田 裕

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 12 条の規定に基づく、山口県最低賃金(昭和 55 年山口労働基準局最低賃金公示第 1 号)の改正決定に関して、最低賃金法第 10 条第 1 項の規定に基づき、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）、新しい資本主義実行計画工程表及び経済財政運営と改革の基本方針 2022（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。

(写)

山口労発基 0706 第 1 号
令和 4 年 7 月 6 日

山口地方最低賃金審議会

会長 濱島 清史 殿

山口労働局長

名田 裕

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 12 条の規定に基づく、山口県最低賃金(昭和 55 年山口労働基準局最低賃金公示第 1 号)の改正決定に関して、最低賃金法第 10 条第 1 項の規定に基づき、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）、新しい資本主義実行計画工程表及び経済財政運営と改革の基本方針 2022（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。

第428回山口地方最低賃金審議会(議事要旨)

- 1 日 時 令和4年7月6日(水)14時00分～15時10分
- 2 場 所 山口地方合同庁舎2号館 5階共用第一会議室
- 3 出席者 公益代表委員 4名
労働者代表委員 5名
使用者代表委員 5名

4 議 題

- (1) 令和4年度の山口県最低賃金の改正について
山口地方最低賃金審議会運営規程の改正について
山口県最低賃金の改正決定について(諮問)
専門部会の設置について
審議会の日程について
- (2) その他

5 議事概要

- (1) 山口地方最低賃金審議会運営規程の一部が改正された。
- (2) 山口県最低賃金の改正決定について、山口労働局長から山口地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)へ諮問を行った。
なお、諮問文には、本年6月7日付けで閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」、「新しい資本主義実行計画工程表」及び「経済財政運営と改革の基本方針2022」に配意した調査審議を求める文章を付記した。
- (3) 山口県の令和4年度春季賃上げ状況・妥結状況及び県下の経済情勢等について、事務局から説明を行った。
- (4) 最低賃金法第25条第2項の規定により、山口県最低賃金専門部会(以下「専門部会」という。)が設置され、同専門部会に山口県最低賃金の改正審議の具体的な議論を委ねることとされた。
なお、同専門部会に対しては、最低賃金審議会令第6条第5項を適用しないこととなった。
- (5) 今後の日程について、事務局から以下のとおり説明した。
- ア 中央最低賃金審議会においては6月28日に諮問が行われたところであるが、今後は7月12日、19日、25日に目安小委員会が開催され、7月27日に目安の答申が出される予定であること。

イ 山口地方最低賃金審議会の今後の日程については、各委員にご都合を確認の上、お示ししたとおりであること。

ウ 山口県最低賃金の効力発生日を10月1日とする場合の今後のスケジュールについて、答申の期限は8月5日、異議申立ての締切日が8月22日、異議審が8月23日の午前中となること。

- (6) 今年度、関係団体から最低賃金にかかる要請があったことを報告した。
- (7) 令和4年度の審議会については、審議の結果、金額審議を行う予定の本審と専門部会については非公開と決定した。
- (8) 山口県特定（産業別）最低賃金が設定された4業種について、山口労働局長に対し、改正に係る意向表明がなされている旨、事務局から説明した。
- (9) 山口県最低賃金改正諮問にかかる関係労使からの意見聴取公示（公示締切日は7月25日）及び専門部会委員候補者の推薦公示（公示締切日は7月20日）について説明した。
- (10) 関係労使からの意見書の提出に伴って意見陳述の申込みがされた場合は、意見陳述が行われること、意見陳述の時間は、意見陳述実施要領に従い、複数人いた場合でも全体で20分以内、質疑時間を含め30分以内とすることが決定された。